

犯罪不安の生起過程の検討

柴田侑秀

目次

はじめに	1
本稿の構成	2
第1章 構成概念としての犯罪不安	
1.1 構成概念としての犯罪不安の説明	4
1.1.1 犯罪不安の定義と測定方法の変遷	
1.1.2 従来の犯罪不安測定の問題点	
1.1.3 研究1の目的	
1.2 研究1：犯罪に対する印象による罪種の分類	9
1.2.1 方法	
1.2.2 結果と考察	
第2章 リスク認知と犯罪不安の因果関係の検討	
2.1 犯罪不安と関連する要因と生起モデル	15
2.1.1 リスク認知と犯罪不安	
2.1.2 リスク認知による犯罪不安への説明	
2.1.3 リスク認知と犯罪不安に関する先行研究の問題点	
2.1.4 研究2と研究3の目的	
2.2 研究2：主観的確率と犯罪不安の因果関係の検討	21
2.2.1 方法	
2.2.2 結果：実験操作直後の影響	
2.2.3 結果：1か月後の影響	
2.2.4 考察	

2.3	研究3：被害の影響の大きさの推定と犯罪不安の因果関係の検討	34
2.3.1	方法	
2.3.2	結果	
2.3.3	考察	
2.4	本章の総括	44

第3章 防犯対策の告知が犯罪不安に与える影響の検討

3.1	犯罪不安と防犯対策の関連とその問題点	48
3.1.1	犯罪不安を煽る防犯対策	
3.1.2	先行研究の問題点	
3.2	研究4-1：軽微な犯罪に対する防犯対策が犯罪不安に与える影響の検討	51
3.2.1	研究4-1の目的	
3.2.2	方法	
3.2.3	結果	
3.2.4	考察	
3.3	研究4-2：重大な犯罪に対する防犯対策が犯罪不安に与える影響の検討の検討	59
3.3.1	研究4-2の目的	
3.3.2	方法	
3.3.3	結果	
3.3.4	考察	
3.4	本章の総括	68

第4章 総合考察

4.1	本稿の知見の総括	70
4.2	本研究の意義	71

4.2.1	本研究の理論的意義	
4.2.2	本研究の実務的意義	
4.3	本研究の制約と今後の展望	75
4.3.1	因果関係のさらなる検討の必要性	
4.3.2	多様な罪種に基づく検討の必要性	
4.3.3	高い犯罪不安への介入方法の検討の必要性	
	引用文献	80
	本稿で扱った研究と業績の対応	89

はじめに

近年、我が国において、治安に対する不安が無視できない問題となっている。例えば、日本版総合社会調査 (Japanese General Social Surveys: JGSS) は 2000 年から継続的に調査を行っており、「あなたの家から 1 キロ (徒歩 15 分程度) 以内で、夜の一人歩きが危ない場所がありますか」という質問項目に対して「ある」と回答した者の割合は、2003 年から 2010 年にかけて 60%前後を維持している (上田, 2011)。また、社会安全研究財団 (2002, 2019) の調査でも、何らかの犯罪の被害にあうのではないかと不安が「よくある」「たまにある」と回答した者の割合は、2002 年から 2017 年にかけて 40%前後を維持しており大きな変化を見せていない。

しかし、実際の被害に目を向けると、日本における犯罪認知件数は 2002 年のピークを境に減少の一途を辿り、近年は戦後最少を記録し続けている (法務省法務総合研究所, 2020)。警察に通報されず認知件数に現れない被害を明らかにする目的で行われている犯罪被害実態調査でも、2000 年から 2019 年にかけて、調査時点から過去 5 年間に犯罪被害にあった回答者の割合は 41.2%から 23.8%へ低下していることが明らかになっている (法務省法務総合研究所, 2019)。このことから、犯罪不安が実際の治安状況の改善や悪化に対応しておらず、認知件数が最も多かった時期から戦後最少の時期まで同程度の水準を維持し続けていることが分かる。

どの程度の犯罪不安が適応的で、どの程度が過剰な不安と呼べるのか議論することは困難であり、筆者の知る限り、そのことを議論した先行研究も存在しない。しかしながら、先行研究は高い犯罪不安が心身の健康に悪影響を与えると指摘してきた (Jackson & Stafford, 2009; Kitchen & Williams, 2010; Vauclair & Bratanova, 2017)。例えば、Foster, Hooper, Knuiman, & Giles-Corti (2016) は、オーストラリアで実施した縦断研究によって、犯罪不安の上昇が精神的健康の悪化に関連することを明らかにした。また、Stafford, Chandola, & Marmot (2007) や Ross (1993) は犯罪不安の上昇が人々のウォーキング活動を抑止し、そのことが精神的な

健康の悪化に関連するという一連のメカニズムを明らかにしている。このことから、高い犯罪不安は人々にデメリットがあると言える。

一方、素朴に考えれば、犯罪不安が高くなれば犯罪被害を警戒するようになるので、防犯上のメリットがあると思われるかもしれない。しかし、柴田・森永 (2019) は犯罪不安と防犯行動の実施には有意な関連がないことを指摘している。島田・荒井 (2012, 2017) は自転車のツーロックや夜中に歩きながら携帯電話を使用したり音楽を聴いたりしないといった防犯対策が効果的だと知らされた実験参加者は、効果があまりないと知らされた実験参加者よりも防犯行動の意図や実施が高いことを明らかにし、防犯行動の実施が対策の効果性に影響されることを指摘している。また、防護動機理論 (cf. Rogers, 1975) によれば、人々が対策を実施するかどうかの判断は迫っているハザードの危険に関する認識だけではなく、そのハザードへの対策の有効性や実行可能性に関する認識にも影響される。これらの知見から、防犯対策の実施に対する犯罪不安の影響は限定的であると考えられ、少なくとも高い犯罪不安が人々に利益をもたらすとは考えにくいといえる。

このように、高い犯罪不安は人々に不利益をもたらす可能性がある一方、利益となる可能性は低い。そのため、高い犯罪不安を、少なくとも精神的健康や QOL に悪影響が生じない程度の水準まで低減させる方法を考案することは重要であると言える。しかしながら、犯罪不安を扱った先行研究の知見には様々な問題があり、このままでは犯罪不安低減の方法を検討する際に参照できない。本稿では、犯罪不安研究のこれまでの流れを概観し、その問題点を明らかにしたうえで、それらの問題点を解決するために実施した一連の研究を報告する。

本稿の構成

本稿は 4 章から構成される。第 1 章では構成概念としての犯罪不安について概観し、先行研究を犯罪不安の定義と測定の観点からレビューする。そして、従来の犯罪不安の測定における問題点を指摘し、その問題を解決するために研究 1 を報告する。

第2章では犯罪不安との関連が指摘されている要因に着目し、先行研究を概観する。そして、リスク認知を犯罪不安の原因としている従来のモデルについて、因果関係の検討がなされていないという問題を挙げる。第2章では、こうした問題を解決するために実施した2つの研究を報告する。研究2では、犯罪被害にあう主観的な確率と犯罪不安との因果関係を、実験手続きを用いて検討した。続く研究3では、犯罪被害にあった際の被害の影響の大きさの推定と犯罪不安との因果関係を検討した。

第3章では、現実場面における犯罪不安の変化を検討することの意義と重要性を説明する。そして、同様の観点から行われた先行研究の問題点を指摘し、その問題を解決するために実施した研究4-1と研究4-2を報告する。最後に、第4章において、研究成果を受けた総合考察を行う。

第1章 構成概念としての犯罪不安

本章では、犯罪不安について、定義と測定方法の面から先行研究を概観する。そして、先行研究における測定の問題点を指摘し、その問題点を解決するために行った研究 1 について報告する。

1.1 構成概念としての犯罪不安の説明

1.1.1 犯罪不安の定義と測定方法の変遷

犯罪不安は、主に犯罪に対する何らかのネガティブな感情的反応であると見なされてきた。犯罪不安の定義は時代や研究により様々である。不安は英語で *anxiety* となるべきだが、犯罪不安は *fear of crime* と表記する。*Fear* という単語に不安という訳語が用いられている点は翻訳において齟齬が生じているように見えるだろう。しかしながら、Ferraro (1995) は犯罪不安が、凶器を手にした犯罪者の接近といった差し迫った危機に対する反応でなく、むしろ、犯罪の被害にあうかもしれないといった漠然とした将来に対する感情であることを指摘しており、この特徴は恐怖より不安の定義に合致するものである (生和, 1999)。このことから、*Fear of crime* には恐怖ではなく不安という訳語を用い、この感情は不安に類似する概念であるとして扱うのが妥当であると考えられる。

近年の研究では、犯罪不安は “犯罪や、犯罪に関連するシンボルに対する情緒的反応” であると定義されている (Ferraro, 1995)。このような定義の背景には、Ferraro (1995) 以前の犯罪不安研究が犯罪不安を尋ねる際にリスク認知と犯罪不安を区別しない質問項目を使用していたという問題がある。

Ferraro (1995) 以前の犯罪不安研究では (あるいは、これ以降の研究でも同様の問題を抱えた研究はあるが)、JGSS の質問項目のように (上田, 2011)、自宅の周囲で夜の一人歩きに不安を感じるかどうかを尋ねたり、夜に一人で家にいることに対する不安を尋ねたりすることで犯罪不安の測定を行っていた (e.g. Köber, Oberwittler, & Wickes, 2020; 小俣, 2012;

Williams & Dickinson, 1993)。しかし、このような尋ね方では、回答者が感じている不安が何に対するものなのかが明らかでない。極論すれば、例えば夜の一人歩きに対する不安を尋ねる方法では、犯罪被害にあう懸念のために不安であると回答する人と、暗闇そのものや幽霊、あるいは野生動物への懸念のために不安であると回答する人の区別もできない。こうなれば、質問項目が測定している不安が何に対するものなのか判然としないという問題が生じることになる。

また、Ferraro (1995) は、こうした尋ね方では、回答者の居住地の治安に対する評価と感情的な反応としての不安を区別できないという問題が生じることを指摘している。例えば、夜の一人歩きに不安を感じるかどうかを尋ねる項目に対し、不安が高いと回答した者と低いと回答した者がいるとして、この 2 人が同じような治安状況の地域に住んでいて回答が異なるのか、単に治安状況が違う地域に住んでいたから回答が異なるのか、この質問項目からでは判断することができない。

このような問題を解決するために、Ferraro (1995) はリスク認知と犯罪不安を分離し、具体的な罪種を提示したうえでその犯罪の被害にあう不安を尋ねる方法を提案した。この方法で尋ねれば、回答者が何に対する不安について回答しているかが明白である。また、この尋ね方は犯罪に対する情緒的な反応に主眼を置いており、被害にあう確率や被害のダメージの大きさといった認知的な反応とは区別されている。そのため、回答者のリスク認知を別に尋ねるなどの工夫を行うことで、そうしたリスク認知の影響を出来る限り取り除いた純粹な不安を尋ねることが可能になっている。

Ferraro (1995) による定義がなされて以降、旧来的な測定を行う研究は依然として残っているものの、多くの研究が認知的反応と情緒的反応を区別した測定を使用してきた。これらの研究で明らかになった知見については第 2 章で詳しく述べるが、先行研究は Ferraro (1995) の定義と測定方法を利用することで、犯罪に対する認識と情緒的な反応との間に強い関連があることを見出した (cf. Jackson, 2015)。

1.1.2 従来 of 犯罪不安測定の問題点

しかし、Ferraro (1995) によって更新された犯罪不安の測定方法には、依然として大きな問題が残されている。それは、測定に使用する具体的な犯罪の種類 of 選定についての基準が存在せず、それぞれの研究が恣意的あるいは場当たりの的に罪種を選んでいるという問題である。例えば、Greve, Leipold, & Kappes (2017) の研究では窃盗や詐欺など 10 項目、Kappes, Greve, & Hellmers (2013) は財布の盗難や脅迫、強姦など 11 項目、Chadee & Ditton (2003) は殺人や自動車盗難など 10 項目、LaGrange & Ferraro (1989) はいわゆる乞食や不良少年による被害を含む 11 項目で犯罪不安を尋ねており、それぞれの研究においてこれらの犯罪が選ばれた基準は明らかにされていない。測定に使用する罪種が大きく異なる場合、同じ犯罪不安という構成概念を測定しているということができるかは疑問が残る。極端な例にはなるが、殺人や誘拐などの凶悪な犯罪ばかりで測定した犯罪不安と、置き引きや器物損壊のような比較的軽微な犯罪ばかりで測定した犯罪不安が同じ概念であると言い切ることができないと思われる。

島田・鈴木・原田 (2004) は、身体的な被害を受ける犯罪に対する不安と財産に被害を受ける犯罪に対する不安とでは関連する変数に差があることを示している。このように、不安の測定に使用した犯罪によって犯罪不安の特徴に違いがある可能性がある。同じ構成概念を扱っているとされる研究間で実際には扱っている概念の中身が違う場合、同じ犯罪不安を扱っているはずの研究で知見が一貫しないという問題が生じる恐れもある。そして、実際に知見が一貫しない研究が存在している。例えば、Greve et al. (2017) や Kappes et al. (2013) は具体的な犯罪について主観的確率と犯罪不安を尋ね、年齢が高くなると犯罪不安も高くなることを明らかにしている。一方、Chadee & Ditton (2003) や LaGrange & Ferraro (1989) は、年齢と犯罪不安が関連しないことを見出している。

また、場合によっては具体的な犯罪を明示することなく、犯罪一般に対する不安を尋ねている研究も存在する (荒井・藤・吉田, 2010; 向井・藤野, 2020; 向井・松木, 2020)。あえて罪種を特定しない尋ね方をすることで、犯罪全般に対する犯罪不安を測定するという考え方

もあるだろう。しかしながら、回答者がこうした方法で犯罪不安を尋ねられたとき、彼らが犯罪全般を想定して回答していると推測できる根拠はなく、むしろ、回答時点で社会的に関心をもたれている特定の犯罪が想定されている可能性もある。このように、罪種を指定しない尋ね方にも、そこで想定されている罪種が判然とせず、知見の考察に支障をきたすという問題がある。現実場面においては、人々が罪種を明確に区別したうえで犯罪不安やリスク認知を判断していないとも考えられる。しかし、犯罪不安やリスク認知を測定し比較するという研究手続きにおいては、人々が回答の際に念頭に置いている罪種をはっきりと統制する必要があるだろう。

これまでの研究における罪種選定においては、一貫性がないことはもとより、選定基準が存在しないことが特に重大な問題である。何らかの基準に基づいて罪種を選定し、そのことが明示されていれば、得られた結果についてもその基準に基づいて議論することが可能である。例えば、犯罪不安の測定を、暴行や強盗のように身体に被害の及ぶ犯罪のみで行った場合、その研究で得られた知見は同様の暴力犯罪にも適用できると推測することができる。一方、窃盗や詐欺のように財産に被害の及ぶ犯罪に適用できるかは慎重に判断されるべきであるとも推測できる。また、研究間で知見が一貫しない場合、犯罪不安の測定に使用されている罪種の選定基準が明確であれば、結果が異なる原因を測定方法の違いに求めることも可能である。同様の基準で選ばれた罪種によって測定された犯罪不安で異なる結果が得られたのであれば、その差異の原因は測定以外のところにあると予想することができるだろう。しかし、犯罪不安の測定に使用した罪種の選定基準が明らかでなければ、このように知見の制約や限界を論じることすら不可能となってしまう。このような問題は、罪種を特定せずに犯罪不安を尋ねる方法でも同様である。罪種を特定せずに尋ねた場合、犯罪不安の背後にある罪種が明らかでないため、研究ごとに結果が異なった場合でも、その原因が回答者の想定した罪種の違いにあるのかほかの要因にあるのか推測することはできない。こうした状況下では根拠に基づく考察を行うことは困難である。このような測定上の問題があるにもかかわらず、犯罪不安を測定する研究の多くが、恣意的、あるいは不明確な基準で選定

した罪種に対する犯罪不安で得られた結果を犯罪全般へ安易に一般化して論じる傾向がある (Jackson, 2009; Schildkraut, Elsass, & Stafford, 2015; Xiong, Nyland, Fisher, & Smyrnios, 2017)。

1.1.3 研究1の目的

こうした問題を解決するために、主要な犯罪について、犯罪不安の測定に使用する罪種の選定を行うための明確な基準を作成する必要がある。そこで、研究1では、罪種を選定する基準を作成することを目的として実施された。

本研究の目的に適していると考えられるのは、階層的クラスタ分析を用いて、リスク認知と犯罪不安の観点から人々が似通った印象を抱く罪種を群分けするという手法である。階層的クラスタ分析は、対象となるデータを類似しているもの同士に分類する分析手法である。この手法を用いることで、無数に存在する罪種を、似た印象を抱かれるいくつかの群に分類することが可能である。この手法によって行われた分類は、罪種の選定に一定の基準をもたらし、得られた知見を議論する際の根拠としても使用できると考えられる。例えば、罪種が3つの群に分類されたとしたら、そのうち1つの群に含まれる罪種のみで測定された犯罪不安の特徴は、同じ群の別の犯罪に対する不安にもみられると考えることができる。また、3つの群からバランスよく罪種を選定して測定された犯罪不安は、犯罪全般に対する認識を反映しているとも考えることができる。もちろん、こうした議論は推測の域を出るものではなく、推測の妥当性は更なる研究を持って確かめられるべきだが、これまでは全く根拠なく行われてきた議論に一定の根拠を提示し議論を整理するという点で、この分類は重要な役割を果たすと考えられる。

諸外国にはすでに、様々な観点から犯罪を分類した研究が存在する (Forgas, 1980; Hughes & Marshall, 2003)。しかし、犯罪の定義は国によって異なり、そのことが分類や人々の認知に影響する可能性があるため、海外の研究による分類をそのまま国内の研究に用いることは不適切であると考えられる。そのため、研究1では改めて国内の犯罪を分類する。

1.2 研究1：犯罪に対する印象による罪種の分類

1.2.1 方法

参加者 関西のある私立大学の学生173名が回答者となった。うち男性は55名 ($M=20.45$, $SD=1.05$), 女性は118名 ($M=20.45$, $SD=0.81$)であった。回答者は2017年10月に大学の心理学系の授業の時間に募集され、調査はウェブ上で実施された。

質問項目 一般刑法犯27種類に対して、犯罪不安(あなたは、自分がこの犯罪の被害にあう不安がどのくらいありますか)、被害にあう主観的確率(あなたは、今後12ヶ月以内に自分がこの犯罪の被害にあう確率がどのくらいあると思いますか)、被害の影響の大きさの推定(あなたは、もしこの犯罪の被害にあったらそれが自分の人生にあたえる影響はどのくらいあると思いますか)を回答者に尋ねた。それぞれの質問項目は島田他(2004)とJackson(2015)を参考に作成された。回答はすべて「1: まったくない」から「6: 非常にある」までの6件法で求められた。

本研究では、分類を行う犯罪の対象を、警察庁が公開している統計資料である『年間の犯罪』に従い、2016年の時点で存在している一般刑法犯27種類と定めた(警察庁, 2017)。この27種類の中には、公務執行妨害など一般の市民が被害者となりえない犯罪や、賭博のように明確な被害者が存在しない犯罪も含まれているが、罪種の選定から恣意性を排除するために、これらも含めてすべての罪種を対象とした。また、調査を実施する直前の2017年6月に刑法が改正され、強姦罪と強制わいせつ罪が強制性交等罪に統一されていたが、改正から日が浅く聞きなれない罪名は混乱を招く可能性があったためこれらは旧来の罪名を使用した。なお『年間の犯罪』には特別法犯や交通犯罪も含まれるが、特別法犯や交通犯罪には覚醒剤取締法違反や入管法違反、廃棄物処理法違反、道路交通法における最高速度違反や一時停止違反などといったものが多く(法務省法務総合研究所, 2020; 内閣府, 2020)、自身が被害にあうリスク認知や犯罪不安の観点から回答が困難なものが多いと考えられた。また、これらの罪種を調査に含むと質問項目数が膨大になることもあり、本研究では一般刑法犯のみを対象とした。

なお、それぞれの罪名には「傷害（人を攻撃し怪我を負わせること）についてお尋ねします」というように簡単な説明を付し、罪種の提示順は回答者ごとにランダム化した。

倫理的配慮 本調査の項目には犯罪について尋ねるものが含まれていた。そのため、回答は任意であることや、途中で回答を打ち切れること、回答しない場合にも不利益はないことなどを事前に説明した。また、本研究計画は筆者らの所属組織の倫理審査委員会の承認を得ている。これらの倫理的配慮は以降の研究でも同様に行われた。

1.2.2 結果と考察

まず、それぞれの罪種に対して各変数の平均値を算出した。その要約統計量を Table 1-1 に示した。

Table 1-1

各罪種に対するそれぞれの変数の平均

罪種	犯罪不安	主観的確率	被害の影響の推定
詐欺	3.11 (1.26)	2.60 (1.06)	4.63 (1.13)
強盗	3.08 (1.22)	2.61 (1.10)	4.59 (1.25)
暴行	3.08 (1.19)	2.69 (1.08)	4.65 (1.19)
傷害	3.16 (1.16)	2.74 (1.07)	4.66 (1.17)
住居侵入	3.17 (1.31)	2.70 (1.12)	4.61 (1.47)
侵入盗	3.19 (1.28)	2.65 (1.08)	4.50 (1.24)
強制わいせつ	2.87 (1.31)	2.50 (1.11)	4.72 (1.35)
非侵入盗	3.03 (1.27)	2.66 (1.14)	4.02 (1.26)
横領	3.12 (1.23)	2.73 (1.16)	4.01 (1.19)
脅迫	3.03 (1.13)	2.63 (1.00)	4.32 (1.23)
恐喝	2.97 (1.16)	2.51 (1.03)	4.31 (1.17)
公然わいせつ	2.81 (1.21)	2.55 (1.11)	4.12 (1.40)
乗り物盗	3.28 (1.35)	2.89 (1.27)	3.73 (1.29)
器物損壊	3.31 (1.19)	2.99 (1.15)	4.01 (1.11)
占有物離脱横領	3.53 (1.36)	3.24 (1.33)	3.76 (1.57)
強姦	2.70 (1.38)	2.29 (1.12)	5.16 (1.29)
放火	2.75 (1.28)	2.24 (0.98)	5.26 (1.12)
逮捕監禁	2.53 (1.23)	2.13 (0.99)	5.09 (1.31)
殺人	2.73 (1.44)	2.22 (1.07)	5.56 (1.15)
略取誘拐	2.24 (1.26)	1.90 (0.96)	5.24 (1.25)
偽造	2.53 (1.24)	2.25 (1.12)	3.79 (1.36)
背任	2.54 (1.14)	2.22 (0.99)	3.92 (1.32)
公務執行妨害	2.14 (1.06)	1.80 (0.90)	3.45 (1.44)
あつせん利得処罰法	1.91 (1.02)	1.75 (0.96)	3.48 (1.48)
汚職	2.17 (1.16)	1.79 (0.96)	3.74 (1.58)
凶器準備集合	2.09 (1.05)	1.80 (0.90)	4.00 (1.50)
賭博	2.31 (1.16)	1.99 (1.05)	3.86 (1.43)

注. 括弧内は標準偏差を示す。

そして、この平均値をもとに Ward 法による階層的クラスター分析を行った。その結果得られたデンドログラムを Figure 1-1 に示した。また Figure 1-1 を参考に、クラスター間距離 8 を基準としてすべての罪種を 4 つのクラスターに分類した。そして、上から順に第 1 群から第 4 群と便宜上名付けた。

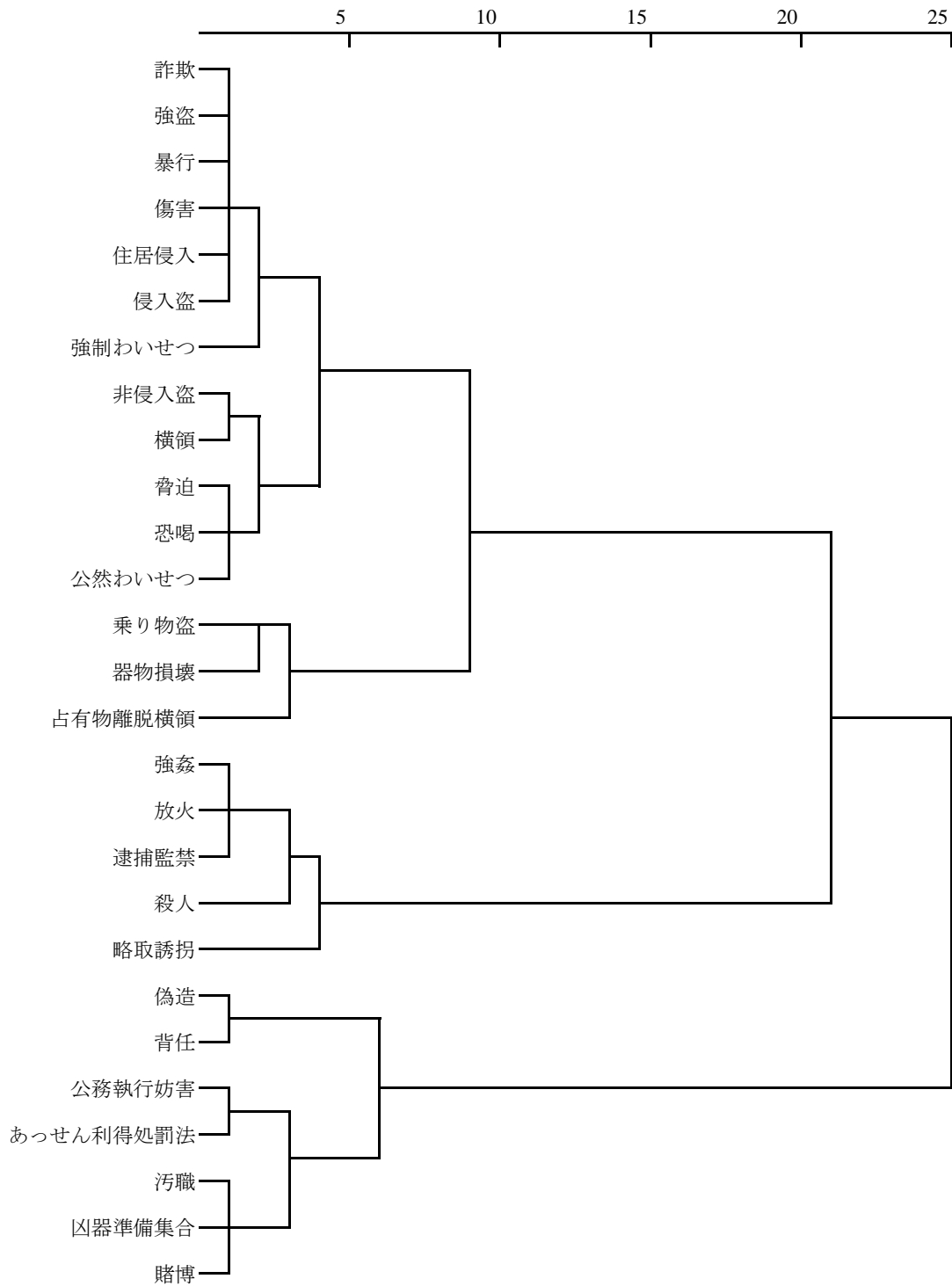


Figure 1-1. 罪種による階層的クラスター分析の結果

まず第1群には暴行・侵入盗・脅迫といった犯罪として想像しやすい罪種が含まれることが明らかになった。そのため第1群を典型犯罪群と名付けた。次に、第2群には乗り物盗・器物損壊・占有物離脱横領の3つが含まれることがわかった。これらの犯罪は被害が相対的に小さいので、第2群は軽微犯罪群と名付けた。第3群には強姦・放火・殺人といった、被害の影響が大きい傾向のある犯罪が含まれることが示された。この群は『年間の犯罪』における凶悪犯の定義に該当する犯罪4種(殺人・放火・強姦・強盗)のうちの3種を含むため、凶悪犯罪群と名付けた。最後に、第4群には公務執行妨害といった法律の規定上被害にあう可能性のある者が限られる犯罪や、賭博といった直接的な被害者が存在しない犯罪が含まれることが明らかになった。そのため第4群は非典型犯罪群と名付けた。

また性別による分類の差異を検討したところ、性犯罪に対する認識に顕著な差があることが明らかになった。女性では全参加者の回答をもとにした分類と同様に典型犯罪群に含まれていた強制わいせつが、男性では非典型犯罪群に含まれていた。そして、女性では凶悪犯罪群に含まれる強姦が、男性では凶悪犯罪群に近いものの独立した群を形成していることが明らかになった。

このような性別による分類の差異は、性犯罪に対する認識の差異を反映しているものと考えられる。調査が実施される直前の改正により、強制性交等罪は被害者の性別を問うことがなくなったが、改正前の強姦罪は法律の規定上被害者が女性に限定されていた。また、性別による、強姦に対する犯罪不安と主観的確率の平均値の差をt検定で検討したところ、どちらも女性のほうが有意に高いことが明らかになった(犯罪不安: $t = -6.84, p < .01, d = -1.113$; 主観的確率: $t = -6.89, p < .01, d = -1.119$)。これらのことから、男性には性犯罪被害者になることが想像しにくく、そのことが非典型犯罪に似た認識をもたらした可能性が考えられる。

本研究は、犯罪不安とリスク認知の観点から、日本の刑法犯が4つの群に分類されることを明らかにした。この知見は今後の犯罪不安研究において、犯罪不安測定に使用する罪種の選定基準になる。また、この基準を用いて測定した犯罪不安の知見を考察する際の根拠として用いることができる。今後の研究で確かめられる必要があるが、例えば、傷害に対する不

安に見られる特徴は、同じ典型犯罪群に含まれる暴行や侵入盗などにも見られる可能性が高い一方、最も遠い非典型犯罪群に含まれる犯罪に見られる可能性は相対的に低いだろうと一定の根拠をもとに予想できる。

一方、本研究には、分類した犯罪が刑法犯 27 種類にとどまるという制約も存在する。本研究には、自身が被害者になるリスク認知や不安を回答するのが困難なものが多いという理由から特別法犯や交通犯罪が含まれていないが、銃刀法違反や酒気帯び運転のように自分自身への被害につながりうる行為があるのも事実である。また、盗撮のように刑法では直接規定されていないものの近年問題視され法規制が主張されている行為や (小川, 2021)、電車内での痴漢のように条例で規定されている犯罪も扱っていない。今後の研究では、これらの犯罪が、本研究で分類したどの犯罪と近い印象を持たれているかを検討するなどして、分類を進めていく必要がある。

第2章 リスク認知と犯罪不安の因果関係の検討

本章では、これまでの犯罪不安研究を、犯罪不安と関連する要因と生起モデルの面から改めて概観する。そして、これまでの研究で提案されてきた生起モデルの問題点を指摘し、その問題点を解決するために実施した研究2と研究3について報告する。

2.1 犯罪不安と関連する要因と生起モデル

2.1.1 リスク認知と犯罪不安

前章で説明したように、Ferraro (1995) は犯罪不安の測定方法の問題点を指摘し、認知的反応と情緒的反応を区別する測定を提案した。そのため、これ以降には犯罪に対する認知的な要素と犯罪不安を同時に測定し、この2つの関連について指摘する研究がみられるようになった。

犯罪不安と関連する要素の中で、特にその存在が指摘されてきたのがリスク認知である。リスク認知はハザードが起こる確率とハザードによるダメージの大きさからなるとされており(井上・幸田, 1992; 松原, 1989; National Research Council, 1989 林・関沢監訳 1997), 犯罪については被害にあう確率と被害にあった際のダメージの大きさの推定であると理解することができる。犯罪被害にあう確率が高いと考えたり、被害にあったときに酷いダメージを負うと認識したりすれば、その犯罪に対する不安も高くなるのは自明であるように思われる。そして実際に、いくつかの実証的な研究がリスク認知と犯罪不安の関連を明らかにしている。

リスク認知のうち、とりわけ犯罪不安との関連が検討されてきたのは被害にあう主観的確率である。例えば、島田他(2004)は、東京都の住民に対する質問紙調査で、主観的確率の推定が犯罪不安に関係することを報告した。国外の調査では、Eva(2019), Jackson(2011, 2015)やWarr & Stafford(1983)などが主観的確率と犯罪不安との関連を指摘している。

一方、従来の犯罪不安研究は、リスク認知をそのまま主観的確率と定義することが多く

(Chadee & Ditton, 2003; Guedes, Domingos, & Cardoso, 2018; Kappes et al., 2013; 小俣, 2012; 笹竹, 2008), 被害の影響の大きさの推定と犯罪不安との関連を検討した研究は, 主観的確率との関連を検討したものより少ない。しかし, Warr (1987) や Jackson (2011, 2015), 柴田・森永 (2019) は主観的確率に加え, 被害にあったときに自身が受ける影響の大きさの推定も犯罪不安に関係することを示している。また, これらの研究は, 被害の影響の大きさの推定よりも主観的確率のほうが犯罪不安への影響力が大きいという指摘も一貫している。

こうした研究は, 構造方程式モデリングなどの分析手法を使用し, 因果関係を想定したうえで分析を行うことが多い (Jackson, 2015; 島田他, 2004; 柴田・森永, 2019)。そのため, リスク認知が原因となって犯罪不安を導くという一連の流れが議論の前提となっている場合が少なくない。ただし, 犯罪不安を縦断的に扱った研究では, 過去の犯罪不安が未来のリスク認知に影響することが指摘されている (Norris & Kanisty, 1992)。

2.1.2 リスク認知による犯罪不安への説明

犯罪不安とリスク認知の関連は, 単にリスク認知を犯罪不安の原因として扱うだけではなく, 犯罪不安とその他の要因との関連を説明する際にも援用されている。伝統的に, 犯罪不安は回答者の年齢と性別に影響されるとされ, 高齢者や女性で高くなる傾向があると指摘されてきた (Choi & Merlo, 2020; Greve et al., 2017; Kappes et al., 2013; Mellgren & Ivert, 2018)。実際には, 少なくとも日本においては, 女性よりも男性の被害者の方が多く, 最も被害者が多い年代は 20 代である (法務省法務総合研究所, 2020)。それにもかかわらず, 高齢者や女性のあいだで犯罪不安が高くなるのは, 彼らが若者や男性に比べて身体的に脆弱であるため, 自身が犯罪者に狙われる可能性が高いと考えたり, 被害にあったときに身を守ることができずダメージが大きくなってしまおうと考えているためであると説明されてきた (Hale, 1996; Jackson, 2006, 2009)。つまり, 年齢や性別といった要素がリスク認知を高め, そのことによって犯罪不安も高くなるのだと考えられている。

もっとも, 年齢や性別と犯罪不安との関連は一貫しない結果も指摘されており (Chadee &

Ditton, 2003; LaGrange & Ferraro, 1989), この理由もリスク認知から説明されることがある。例えば, Reid & Konrad (2004) は, 男性が被害にあいやすい強盗に対する犯罪不安は男性のほうが高く, 女性が被害にあいやすい強姦に対する犯罪不安は女性のほうが高いことを指摘している。これは被害にあう主観的確率が犯罪不安に影響を与えている例であるといえるだろう。

また, 落書きやごみのポイ捨てといった地域の無秩序性を象徴するものを見聞きすることが高い犯罪不安と関連するという指摘も多くなされている (e.g. Lee, Reynolds, Kim, & Maher, 2020; 島田他, 2004)。これも, そうした物事が犯罪と結びついて理解され, 人々のリスク認知を高めるためであると説明されている。

2.1.3 リスク認知と犯罪不安に関する先行研究の問題点

このように, 犯罪不安研究において, リスク認知と犯罪不安との関連は重要視されている。しかし, リスク認知が原因となって犯罪不安が生じるのだとする従来の議論には大きな問題がある。それは, リスク認知を犯罪不安の原因とする因果関係が, 実験手続きを用いて明らかにされていないというものである。多くの先行研究は, リスク認知が犯罪不安の原因であるというかたちで自身の研究から得られた知見を解釈してきたが, 実際には, これらの知見の大半は一時点の相関研究によるものである。相関研究に基づく知見には疑似相関の可能性や逆の因果の可能性が残され, そのままではリスク認知が犯罪不安の原因であると断言することはできないはずである。観察データのみから因果関係を推論することは困難であると指摘されており (岩崎, 2015; 黒木, 2017; 吉田・村井, 2021), 因果関係を明らかにするためには, 実験手続きによってリスク認知を操作し, そのことが犯罪不安の変化に繋がるかを検討する必要があるといえる。しかし, 筆者の知る限り, そのような手続きによって犯罪不安を検討した研究は存在しない。つまり, 従来の犯罪不安研究は, 根拠の不足したモデルに基づいて, 犯罪不安に関する議論を行ってきたことになる。このような状況は犯罪不安研究の理論的發展から考えれば好ましくない。もし, リスク認知と犯罪不安との関連が疑似

相関だったとすれば、リスク認知と犯罪不安の間に因果関係を想定してきたこれまでの議論は根幹から崩れてしまうだろう。

犯罪不安に着目し、実験手続きを用いて検討した研究はこれまでもいくつか存在するが、いずれも、リスク認知の影響を主眼としたものではない。例えば、Winkle & Vrij (1990) は実験参加者に新聞記事を模した文章を提示し、犯罪不安の変化を検討した。また、Groff, Kearley, Fogg, Beatty, Couture, & Wartell (2005) や大場・中村・原 (2005) は犯罪の発生状況を地図上で表現したものを、Lavrakas, Rosenbaum, & Kaminski (1983) はニュースレターのかたちで被害件数をそれぞれ実験参加者に提示して犯罪不安の変化を検討している。しかし、これらの実験で提示された情報は客観的な統計情報ではないものも多く含まれ、リスク認知を介さず犯罪不安に直接影響した可能性が否定できない。リスク認知と犯罪不安の因果関係を検討するためには、客観的な情報のみを提示し、リスク認知のみを変化させた上で犯罪不安への影響を検討する必要がある。

なお、犯罪不安の生起モデルが因果関係の面から確かめられていないことは、高い犯罪不安への介入という面からも好ましくない。本稿の冒頭で、高い犯罪不安が人々に悪影響を及ぼす可能性があり、犯罪不安を低減させる方法を考案することが重要であると説明した。高い犯罪不安を低下させるには、その原因に介入することが重要であると考えられる。しかし、犯罪不安の原因が明らかでなければ、原因に焦点を当てた介入を行うことは当然不可能である。

加えて、高い犯罪不安に介入するという観点からは、何らかのイベントによって増減した犯罪不安が時間経過によってどのように変動するかを検討した研究がほとんどなされていないという問題点も指摘できる。高い犯罪不安による悪影響を防ぐために介入を行うのであれば、介入を行うことで生じた犯罪不安の低下が長期間にわたって持続するのが好ましい。介入によって犯罪不安が低下しても、それが即座に戻ってしまうのであれば精神的健康への悪影響を防ぐことはできないと考えられるためである。そのため、犯罪不安の変化が時間に伴ってどのように生じるかを検討することは重要であるが、これまでの研究では明ら

かにされていなかった。

犯罪不安を縦断的に調査した研究それ自体はいくつか存在する。例えば Norris & Kanisty (1992) は 3 時点で犯罪不安を尋ね、それと過去の被害経験といった要因が防犯行動に及ぼす影響を検討している。Robinson, Lawton, Taylor, & Perkins (2003) は 2 時点で犯罪不安や被害にあふ懸念などを尋ね、それらの要因が将来の犯罪不安を予測するかを検討している。また Jackson & Stafford (2009) も犯罪不安を複数時点で測定し、健康状態などが犯罪不安に与える影響を検討している。これらの研究は、ある時点での犯罪不安の高さが将来の犯罪不安の高さを予測することなどを明らかにしているが、いずれもあくまで将来の犯罪不安と関連する要因を検討したものであり、一旦減少した犯罪不安がどの程度の時間でもとの水準に戻るのかといった、犯罪不安それ自体の変動を検討したものではない。また、犯罪不安自体の時間経過による変動を検討した研究には Winkle (1998) のものがあるが、この研究も主に被害の経験による犯罪不安の変化を検討したものであり、犯罪被害にあっていない人々がどのように犯罪不安を変化させるのかは明らかになっていない。

2.1.4 研究 2 と研究 3 の目的

これらの問題点を踏まえ、研究 2 と研究 3 では、実験手続きを用いてリスク認知と犯罪不安の関連を因果関係の面から検討することとした。具体的には、実験参加者に情報提供を行うことで、研究 2 では主観的確率を、研究 3 では被害の影響の大きさの推定を低下させる。そして、リスク認知の低下が犯罪不安の低下に繋がるかを検討した。もし、従来の研究が指摘するように、リスク認知が犯罪不安の原因となるのであれば、リスク認知の低下に伴って犯罪不安も低下するはずである。また、研究 2 では、時間経過による犯罪不安の変化が検討されていないという問題点を解決するため、実験操作から 1 か月後にフォローアップ調査を行うこととした。Winkle (1998) の研究では、犯罪被害にあい不安が増加した群と被害にあわなかった群の犯罪不安の差は、1 か月後まで統計的に有意だったもののその後は有意ではなくなっていた。この知見を踏まえ、研究 2 では 1 か月後の犯罪不安の変化を観察

することとした。

実験参加者に提示する情報として、研究 2 では傷害事件の認知件数を、研究 3 では暴力犯罪の被害者が負う怪我の程度の情報をそれぞれ使用した。被害者が負う怪我の程度に関する情報は、暴力犯罪の被害者のうちどの程度の割合が重傷を負い、どの程度が軽傷であったかというものである。法務省法務総合研究所 (2017) によれば、平成 28 年に暴力犯罪によって負傷した被害者のうち、およそ 9 割が全治 1 か月以内の軽症であった。これは直接的に被害のダメージに関連する情報であり、怪我を負った被害者の大多数が軽傷であることを回答者が知れば、被害の影響の大きさの推定は減少すると考えられる。

研究 2 と研究 3 で提示する罪種を典型犯罪群から選んだのは、本研究の知見の一般化可能性を担保するためである。様々な犯罪においてリスク認知と犯罪不安の間に因果関係がみられることを明らかにするためには、最終的にほかの群の犯罪でも直接確かめられるべきであるとはいえ、まずは最も含まれる犯罪の数が多い典型犯罪群から検討することが妥当である。

また、典型犯罪群の中から傷害と暴行を実験操作に使用する罪種として取り上げたのは、同じ群の犯罪の中では認知件数が比較的少ないためである。中谷内・島田 (2010) は、実際の発生件数が少ないハザードほどリスクが過大視され、実際の発生件数の多いハザードは過小視される傾向にあることを指摘している。このことを踏まえれば、実際の認知件数が少ない犯罪を取り上げるほうが、過大となっているリスク認知を低下させやすいと考えることができる。逆に、認知件数の多い侵入盗や非侵入盗はリスクが過小評価されており、認知件数の情報を提示するとかえってリスク認知が上昇する恐れがあると考えられる。

実験参加者に提示する情報を統計情報から選んだのは、実験において操作すべきリスク認知以外の要因、特に犯罪不安へ影響を与えないようにするためである。先述のように、従来の研究は報道を模した刺激を使用したり (Winkle & Vrij, 1990)、地図上に犯罪の発生場所を表現したりといった方法を用いてきた (Groff et al., 2005; 大場他, 2005)。しかし、これらの方法は犯罪不安に直接影響する可能性があり、その場合、リスク認知の変化に伴って犯罪

不安が変化したとしても、リスク認知が犯罪不安の原因であると結論することは難しい。一方、研究 2 や研究 3 で使用する情報はあくまで数値的なものであり、これらの数値がリスク認知を介さず直接的に犯罪不安に影響するとは考えにくい。そのため、犯罪不安の変化がリスク認知を原因とするものであると考えることができる。もっとも、このような方法を用いたとしても、実験手続きにおいてリスク認知と犯罪不安は同時に尋ねられており、これらの変化が仮説で想定している因果関係ではなく、犯罪不安の低下に伴ってリスク認知が低下するという逆の因果関係であるなどといった可能性は完全には否定しきれない。そこで、分析では媒介分析を用いるなどして、リスク認知が犯罪不安の原因となっていることを確かめるようにした。

また、実験参加者に提示する情報を統計情報から選んだのは、高い犯罪不安に介入する方法を考案するという本研究のもう 1 つの目的とも関係している。高い犯罪不安に介入するために何らかの情報を提示することを考えた場合、虚偽の情報を提示することは倫理的に許されないだろう。そのため、情報を提示するのであれば事実即した情報を選択する必要がある。事実即した情報を提示することが犯罪不安にどの程度の影響を持つのかが明らかになることは、介入方法を検討する際に有益な手がかりとなると考えられる。

2.2 研究 2：主観的確率と犯罪不安の因果関係の検討

2.2.1 方法

参加者 ある関西の私立大学の学生に対し、2018 年 4 月に心理学系の授業の時間で実験参加者を募集した。募集用紙を統制群の回答用サイトへのリンクを記したものと、実験群のリンクを記したものの 2 種類用意し、受講生にランダムに配布することで実験参加者をそれぞれの群に割り当てた。調査はすべて Web 上で行われた。その 1 か月後、同じ授業の時間にもう一度、フォローアップの調査の募集を行った。実験操作を行った調査を Wave 1、1 か月後のフォローアップを Wave 2 とした。Wave 1 の実験参加者は統制群 130 名 ($M = 19.57$, $SD = 1.53$)、実験群 144 名 ($M = 19.51$, $SD = 1.42$) であった。また Wave 1 に参加したものの

うち、Wave 2 にも参加した者は統制群 85 名 ($M=19.37, SD=1.28$), 実験群 106 名 ($M=19.47, SD=1.09$) であり、離脱率は 31.3%だった。なお、分析は Wave 1 と Wave 2 の実験参加者数に大きな違いがあるため、まず Wave 1 のみのデータで分析を行い、次いで Wave 2 にも参加した実験参加者のデータのみを用いて Wave 2 までの変化を検討する分析を実施した。

手続きと質問項目 Wave 1 では、まず実験参加者に、実験操作前の状態を測定するために 5 種類の犯罪に対する犯罪不安、被害にあう主観的確率、被害にあった際の影響の大きさの推定を尋ねた。測定に使用する罪種は、実験で操作を行う傷害のほかに、研究 1 の分類に基づいて各群から 1 つずつ計 4 つを選んだ。具体的には、典型犯罪群から住居侵入、軽微犯罪群から乗り物盗、凶悪犯罪群から殺人、非典型犯罪群から背任をそれぞれ選んだ。具体的な質問項目は研究 1 と同様であり、「1: まったくない」から「6: 非常にある」までの 6 件法で回答を求めた。またそれぞれの犯罪について、被害にあう確率をパーセンテージでも尋ねた。Wave 1 へ参加したもののうち 12 名は、この時点で傷害の被害にあう確率を実際の数値よりも低く見積もっていた。本研究では、過大な見積もりが客観的情報によって低下することによる効果を明らかにしなかったため、この 12 名は分析から除外された。本研究の実験参加者のうち、被害にあう確率を実際の数値よりも低く見積もっていたものが 12 名しかいなかったことは、本研究が想定しているように、一般に人々が被害にあう確率を過大に推測していることを示唆するものである。

次に、実験参加者に犯罪に関する文章を刺激として提示した。それぞれの群の実験参加者に提示した文章を Table 2-1 に示した。

Table 2-1

研究 2 で実験参加者に提示した文章

実験群
<p>法務省の毎年発表する犯罪白書によると、平成27年における傷害の認知件数は2万5183件でした。同年における日本の人口が約1億2700万人ですので、単純に計算すると日本に住む人が1年の間に傷害の被害にあう確率は約0.02%であり、これは日本に住む2万人に1人が被害にあう計算となります。</p>
統制群
<p>犯罪白書は、毎年法務省によって発表される日本国内の犯罪の情報をまとめた資料です。白書にはそれぞれの犯罪の認知件数や検挙件数といった情報が含まれています。また犯罪者の更生や諸外国との比較といった視点からまとめられた章もあります。今までに発表された犯罪白書はインターネット上で誰でも閲覧することが出来ます。</p>

提示された文章を読んだあと、実験参加者は実験操作前に回答したのと同じ項目を、同じ犯罪に対してもう一度回答した。なお、犯罪の提示は、操作前後とともにランダムな順番でなされた。

Wave 2 では、Wave 1 で尋ねたものと同じ罪種に対して、同様に犯罪不安、主観的確率、被害にあった際の影響の大きさの推定を尋ねた。犯罪の提示も Wave 1 と同様にランダムな順番でなされた。また Wave 1 で提示した情報がどの程度保持されているかを確かめるために、平成 27 年度の傷害の認知件数を尋ねた。

2.2.2 結果：実験操作直後の影響

主観的確率の変化 まず、Wave 1 の回答について分析を行った。傷害におけるそれぞれの変数と標準偏差を Table 2-2 にまとめた。Table 2-2 より、それぞれの変数が、実験群では実験操作後に低下していることがわかる。一方で、統制群では実験前後でそれぞれの変数に大きな差はなかった。

Table 2-2

研究 2 における傷害に関する各条件の要約統計量 (Wave 1 のみ)

	実験群		統制群	
	操作前	操作後	操作前	操作後
犯罪不安	3.49 (0.95)	3.15 (1.06)	3.56 (1.26)	3.50 (1.22)
主観的確率の推定	3.13 (0.97)	2.83 (1.07)	3.16 (1.15)	3.13 (1.18)
被害の影響の大きさの推定	4.73 (1.04)	4.53 (1.16)	4.72 (1.07)	4.71 (1.05)

注. 括弧内は標準偏差を示す。

実験操作によって主観的確率が変化したかどうかを確かめるため、条件と時点を独立変数とする分散分析を実施した。分散分析の結果、時点の主効果 ($F(1, 260) = 10.446, p = .001, \eta_p^2 = .039$) と交互作用 ($F(1, 260) = 6.736, p = .010, \eta_p^2 = .025$) が有意であり、条件の主効果 ($F(1, 260) = 1.730, p = .190, \eta_p^2 = .007$) は有意でないことがわかった。単純主効果の検定の結果、時点の単純主効果は実験群では有意だったが ($F(1, 260) = 18.691, p < .001, \eta_p^2 = .116$)、統制群では有意ではなかった ($F(1, 260) = 0.186, p = .667, \eta_p^2 = .002$)。このことから、実験群では実験操作によって主観的確率が有意に低減したことが確かめられた。

犯罪不安と被害の影響の大きさの推定の変化 次に、傷害に対する犯罪不安に関して同様に条件と時点を独立変数とする分散分析を実施した。分散分析の結果、主観的確率と同様に時点の主効果 ($F(1, 260) = 15.578, p < .001, \eta_p^2 = .057$) と交互作用 ($F(1, 260) = 8.503, p = .004, \eta_p^2 = .032$) が有意であり、条件の主効果 ($F(1, 260) = 2.563, p = .111, \eta_p^2 = .010$) は有意でないことが明らかになった。単純主効果の検定の結果、時点の単純主効果は実験群では有意だったが ($F(1, 260) = 25.925, p < .001, \eta_p^2 = .154$)、統制群では有意ではなかった ($F(1, 260) = 0.487, p = .486, \eta_p^2 = .004$)。このことから、主観的確率が減少した実験群では犯罪不安も減少したことが明らかになり、Jackson (2011, 2015) や島田他 (2004) が示唆した犯罪不安の因果関係が支持された。

また、被害の影響の大きさの推定に関しても同様に分散分析を実施したところ、時点の主

効果 ($F(1, 260) = 4.012, p = .046, \eta_p^2 = .015$) が有意だったが、条件の主効果 ($F(1, 260) = 0.515, p = .473, \eta_p^2 = .002$) と交互作用 ($F(1, 260) = 3.379, p = .067, \eta_p^2 = .013$) は有意ではなかった。このことから、被害の影響の大きさの推定は条件にかかわらず文章を読んだあとに低下したことがわかった。

他の犯罪への影響の波及 傷害に対する認識の変化が、それ以外の犯罪の認識にどのような影響を与えるかを検討した。まず、Table 2-3 にそれぞれの犯罪についての要約統計量を示した。Table 2-3 より、どの罪種でも実験群では総じて犯罪不安や主観的確率が低下していることが分かった。

Table 2-3

研究 2 における 4 つの罪種に関する各条件の要約統計量 (Wave 1 のみ)

住居侵入	実験群		統制群	
	操作前	操作後	操作前	操作後
犯罪不安	3.34 (1.18)	3.20 (1.21)	3.40 (1.30)	3.43 (1.28)
主観的確率の推定	2.73 (0.88)	2.69 (0.98)	2.90 (1.13)	2.99 (1.14)
被害の影響の大きさの推定	4.73 (1.08)	4.57 (1.18)	4.77 (1.05)	4.67 (1.06)
乗り物盗	実験群		統制群	
	操作前	操作後	操作前	操作後
犯罪不安	3.55 (1.23)	3.29 (1.21)	3.56 (1.29)	3.64 (1.32)
主観的確率の推定	3.23 (1.16)	3.09 (1.22)	3.29 (1.29)	3.31 (1.31)
被害の影響の大きさの推定	3.52 (1.19)	3.46 (1.29)	3.80 (1.16)	3.56 (1.27)
殺人	実験群		統制群	
	操作前	操作後	操作前	操作後
犯罪不安	2.95 (1.19)	2.95 (1.28)	3.03 (1.36)	3.13 (1.47)
主観的確率の推定	2.48 (0.99)	2.43 (1.12)	2.40 (1.13)	2.54 (1.14)
被害の影響の大きさの推定	5.71 (0.86)	5.57 (1.09)	5.83 (0.64)	5.70 (0.94)
背任	実験群		統制群	
	操作前	操作後	操作前	操作後
犯罪不安	3.04 (1.10)	2.97 (1.05)	2.97 (1.19)	3.11 (1.13)
主観的確率の推定	2.73 (1.03)	2.62 (1.03)	2.81 (1.08)	2.91 (1.05)
被害の影響の大きさの推定	4.39 (1.14)	4.16 (1.19)	4.29 (1.16)	4.13 (1.13)

注. 括弧内は標準偏差を示す。

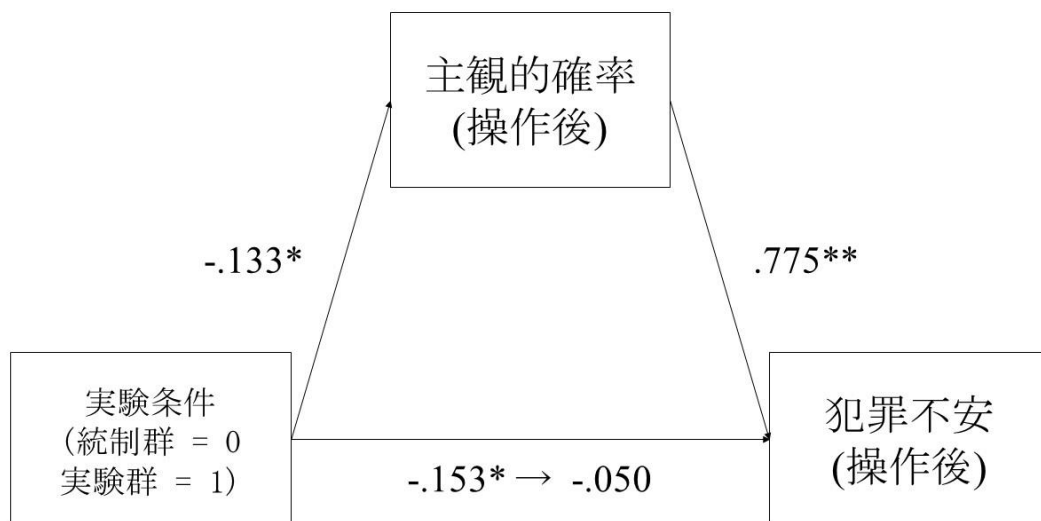
次に、主観的確率、被害の影響の推定、犯罪不安に関して条件、時点、罪種を独立変数とする分散分析を実施した。主観的確率に関しては、罪種の主効果 ($F(3, 780) = 39.037, p < .001, \eta_p^2 = .131$)、条件と時点の交互作用 ($F(1, 260) = 8.537, p = .004, \eta_p^2 = .032$) がそれぞれ有意だった。単純主効果の検定を行ったところ、実験操作前では罪種の単純主効果 ($F(3, 1560) = 37.139, p < .001, \eta_p^2 = .125$) のみが有意であり、実験操作後では罪種 ($F(3, 1560) = 28.523, p < .001, \eta_p^2 = .099$) と条件 ($F(1, 520) = 5.547, p = .019, \eta_p^2 = .021$) の単純主効果が有意だった。また統制群では罪種 ($F(3, 780) = 20.790, p < .001, \eta_p^2 = .150$) と時点 ($F(1, 260) = 4.040, p = .045, \eta_p^2 = .033$) の単純主効果が有意であり、実験群でも同様に罪種 ($F(3, 780) = 18.910, p < .001, \eta_p^2 = .118$) と時点 ($F(1, 260) = 4.546, p = .034, \eta_p^2 = .031$) の単純主効果がそれぞれ有意だった。ただし、統制群では主観的確率が実験後には上昇していた一方で、実験群では減少していた。これらのことから、実験群において、操作をしなかった傷害以外の犯罪についても総じて、主観的確率が有意に減少したことが明らかになり、傷害に関する統計的な情報が他の犯罪に対する主観的確率にも影響する可能性が示唆された。

犯罪不安に関しても、主観的確率と同様に罪種の主効果 ($F(3, 780) = 18.345, p < .001, \eta_p^2 = .066$)、条件と時点の交互作用 ($F(1, 260) = 9.438, p = .002, \eta_p^2 = .035$) がそれぞれ有意だった。単純主効果の検定を行ったところ、実験操作前では罪種 ($F(3, 1560) = 20.279, p < .001, \eta_p^2 = .072$) の単純主効果のみが有意だったのに対し、実験操作後では罪種 ($F(3, 1560) = 11.339, p < .001, \eta_p^2 = .042$) と条件 ($F(1, 520) = 4.286, p = .039, \eta_p^2 = .016$) の単純主効果が有意だった。また、統制群では罪種 ($F(3, 780) = 10.173, p < .001, \eta_p^2 = .079$) の単純主効果のみが有意だったが、実験群では罪種 ($F(3, 780) = 8.291, p < .001, \eta_p^2 = .055$) と時点 ($F(1, 260) = 6.491, p = .011, \eta_p^2 = .044$) の単純主効果がそれぞれ有意であり、交互作用 ($F(3, 780) = 3.001, p = .031, \eta_p^2 = .009$) も有意だった。罪種について単純主効果の検定を行ったところ、乗り物盗でのみ条件と時点の交互作用 ($F(1, 1040) = 10.320, p = .001, \eta_p^2 = .038$) が有意であり、統制群では実験操作後に不安が上昇していた一方で、実験群では操作後に不安は減少していた。これらのことから、実験群において、操作をしなかった傷害以外の犯罪についても総じ

て、犯罪不安が有意に減少したことが明らかになり、実験操作による波及効果があったことが示唆された。

被害の影響の大きさの推定に関しては、罪種 ($F(3, 780) = 307.908, p < .001, \eta_p^2 = .542$) と時点 ($F(1, 260) = 25.415, p < .001, \eta_p^2 = .089$) の主効果のみ有意だった。これらのことから、被害の影響の大きさの推定は、提示した文章の内容にかかわらず実験操作後に低下していることがわかった。

主観的確率の変化が犯罪不安に与えた影響 本研究は、主観的確率の変化が原因となって犯罪不安が低下するという因果関係を明らかにすることを目的としている。しかし、本研究では実験操作後の主観的確率と犯罪不安を測定するタイミングが同じであり、厳密には、犯罪不安の低下によって主観的確率の低下が引き起こされたという逆の因果の可能性も否定できない。そこで、実験操作が主観的確率の変化を介して犯罪不安を変化させたのかを確かめるために、傷害に対する主観的確率と犯罪不安を用いた媒介分析を行った。その結果を Figure 2-1 に示した。



** $p < .01$, * $p < .05$

Figure 2-1. 傷害に対する主観的確率の媒介効果

Figure 2-1 から、実験操作が主観的確率を介して犯罪不安を低下させていることが分かった。また、ブートストラップ法 (バイアス修正法, 2000 回のサンプリング) により 95%信頼区間を算出したところ 0 は含まれておらず (95%CI (-.462 — -.024)), 主観的確率の媒介効果が有意だった。このことから、実験操作が主観的確率の変化を介して犯罪不安に影響を及ぼしたことが明らかになった。

2.2.3 結果：1 か月後の影響

実験操作を行った傷害における主観的確率, 犯罪不安, 被害にあった際の影響の大きさの推定が Wave 1 の実験操作後から変化しているかを確かめるため, Wave 2 まで回答した実験参加者 191 名のデータに対し分析を行った。まず, 各群の傷害に対する犯罪不安, 主観的確率, 被害の影響の大きさの推定の要約統計量を Table 2-4 にまとめた。

Table 2-4

研究 2 における傷害に関する各条件の要約統計量 (Wave 2 を含む)

	実験群			統制群		
	操作前	操作後	1か月後	操作前	操作後	1か月後
犯罪不安	3.52 (0.95)	3.18 (1.08)	3.37 (1.17)	3.61 (1.24)	3.58 (1.21)	3.53 (1.12)
主観的確率の推定	3.13 (0.98)	2.81 (1.11)	2.94 (1.14)	3.31 (1.15)	3.26 (1.17)	3.20 (1.15)
被害の影響の大きさの推定	4.76 (1.05)	4.56 (1.20)	4.59 (1.11)	4.81 (0.98)	4.80 (1.02)	4.82 (0.89)

注. 括弧内は標準偏差を示す。

Table 2-4 から、実験群では実験操作によって低下した犯罪不安が 1 か月後には実験操作前の水準に戻りつつあることがわかった。また、統制群ではそうした傾向がみられないこともわかった。

1 か月後の主観的確率 1 か月後の主観的確率への影響を検討するため, 条件と時点を独立変数とする分散分析を実施した。その結果, 主観的確率において条件の主効果 ($F(1, 189) = 4.867, p = .029, \eta_p^2 = .025$) が有意だった。また, 時点の主効果 ($F(2, 378) = 2.921, p = .061, \eta_p^2 = .015$) と交互作用 ($F(2, 378) = 1.519, p = .222, \eta_p^2 = .008$) は有意ではないことがわかつ

た。このことから、少なくとも、実験操作による主観的確率の低下は1か月後まで持続しなかったことが明らかになった。

1 か月後の犯罪不安と被害の影響の大きさの推定 さらに犯罪不安と被害の影響の大きさの推定に対しても、同様に条件と時点を独立変数とする分散分析を実施した。その結果、犯罪不安に関しては主効果も交互作用も有意ではなかった (条件の主効果: $F(1, 189) = 2.637, p = .106, \eta_p^2 = .014$. 時点の主効果: $F(2, 378) = 2.705, p = .080, \eta_p^2 = .014$. 交互作用: $F(2, 378) = 1.923, p = .157, \eta_p^2 = .010$)。被害の影響の推定の大きさについても、同様に主効果も交互作用も有意ではなかった (条件の主効果: $F(1, 189) = 1.941, p = .165, \eta_p^2 = .010$. 時点の主効果: $F(2, 378) = 0.926, p = .384, \eta_p^2 = .005$. 交互作用: $F(2, 378) = 0.874, p = .403, \eta_p^2 = .005$)。これらのことから、犯罪不安や被害の影響の大きさの推定に対する実験操作の影響も、1か月間持続しなかったことがわかった。

Wave 2 の調査において、Wave 1 で実験群に割り当てられた 106 名のうち、傷害の認知件数を実際の件数に近い 2 万から 3 万件の範囲で回答したものは 11 名しかいなかった。このことから、実験操作直後に犯罪不安を低下させた傷害認知件数の情報が 1 か月のうちにほぼ忘却されてしまい、それが犯罪不安をもとの水準に戻す一因である可能性が考えられる。

他の犯罪への影響の波及 操作を行った傷害以外の罪種についても時間経過による変化が見られたかどうかを検討した。まず、Table 2-5 に各犯罪に対する犯罪不安、主観的確率、被害の影響の大きさの推定の要約統計量をまとめた。Table 2-5 から、いずれの犯罪も総じて、実験群では犯罪不安や主観的確率が操作後には低下するものの、1か月後には元の値に戻りつつあることが分かった。

Table 2-5

研究 2 における 4 つの罪種に関する各条件の要約統計量 (Wave 2 を含む)

住居侵入	実験群			統制群		
	操作前	操作後	1か月後	操作前	操作後	1か月後
犯罪不安	3.42 (1.19)	3.24 (1.25)	3.30 (1.21)	3.46 (1.21)	3.49 (1.22)	3.33 (1.17)
主観的確率の推定	2.71 (0.87)	2.67 (0.95)	2.78 (1.14)	2.97 (1.10)	3.07 (1.10)	2.89 (1.23)
被害の影響の大きさの推定	4.80 (1.06)	4.64 (1.19)	4.64 (1.11)	4.97 (0.87)	4.80 (0.95)	4.68 (1.07)
乗り物盗	実験群			統制群		
	操作前	操作後	1か月後	操作前	操作後	1か月後
犯罪不安	3.55 (1.15)	3.26 (1.19)	3.42 (1.26)	3.72 (1.21)	3.78 (1.18)	3.62 (1.24)
主観的確率の推定	3.19 (1.10)	3.04 (1.20)	3.00 (1.22)	3.41 (1.21)	3.42 (1.23)	3.41 (1.24)
被害の影響の大きさの推定	3.56 (1.20)	3.46 (1.30)	3.43 (1.19)	3.92 (1.13)	3.75 (1.16)	3.71 (1.28)
殺人	実験群			統制群		
	操作前	操作後	1か月後	操作前	操作後	1か月後
犯罪不安	2.97 (1.20)	2.99 (1.29)	2.81 (1.19)	3.07 (1.40)	3.21 (1.47)	2.86 (1.30)
主観的確率の推定	2.44 (0.98)	2.42 (1.09)	2.28 (0.98)	2.51 (1.12)	2.69 (1.13)	2.39 (1.12)
被害の影響の大きさの推定	5.75 (0.84)	5.61 (1.05)	5.73 (0.81)	5.86 (0.62)	5.75 (0.84)	5.68 (0.97)
背任	実験群			統制群		
	操作前	操作後	1か月後	操作前	操作後	1か月後
犯罪不安	2.94 (1.15)	2.92 (1.09)	2.95 (1.09)	2.91 (1.13)	3.05 (1.09)	2.81 (1.12)
主観的確率の推定	2.64 (1.06)	2.51 (1.04)	2.54 (1.06)	2.75 (1.11)	2.87 (1.02)	2.53 (1.01)
被害の影響の大きさの推定	4.39 (1.13)	4.17 (1.18)	4.12 (1.31)	4.33 (1.19)	4.21 (1.09)	4.27 (1.15)

注. 括弧内は標準偏差を示す。

次に、主観的確率、犯罪不安、被害の影響の大きさの推定それぞれに対して条件、時点、罪種を独立変数とする分散分析を行った。まず、主観的確率においては条件 ($F(1, 189) = 4.491, p = .035, \eta_p^2 = .023$), 時点 ($F(2, 378) = 3.636, p = .034, \eta_p^2 = .019$), 罪種 ($F(3, 567) = 47.422, p < .001, \eta_p^2 = .201$) それぞれの主効果と、条件と時点の交互作用 ($F(2, 378) = 3.306, p = .045, \eta_p^2 = .017$) が有意だった。単純主効果の検定を行ったところ、統制群では罪種 ($F(3, 567) = 27.335, p < .001, \eta_p^2 = .246$) と時点 ($F(2, 378) = 4.991, p = .010, \eta_p^2 = .056$) の単純主効果が有意であり、実験群では罪種 ($F(3, 567) = 20.155, p < .001, \eta_p^2 = .161$) の単純主効果のみが有意だった。統制群において、各時点の主観的確率の平均を多重比較したところ、実験操作後と1か月後の間にのみ有意な差があり ($t = 2.795, p = .017, d = .249$), 1か月の間に主観的確率が低下していたことがわかった。また、実験操作前では罪種 ($F(3, 1701) = 31.717,$

$p < .001, \eta_p^2 = .144$) の単純主効果が、実験操作後では条件 ($F(1, 567) = 9.152, p = .003, \eta_p^2 = .046$) と罪種 ($F(3, 1701) = 22.366, p < .001, \eta_p^2 = .106$) の単純主効果が、1か月後では罪種 ($F(3, 1701) = 37.567, p < .001, \eta_p^2 = .166$) の主効果がそれぞれ有意だった。しかし、実験群において時点 ($F(2, 378) = 1.576, p = .211, \eta_p^2 = .015$) の単純主効果が有意ではなく、また1か月後において条件 ($F(1, 567) = 1.727, p = .189, \eta_p^2 = .009$) の単純主効果が有意でなかったことから、実験操作直後に見られた主観的確率の変化は1か月持続しなかったと言える。

犯罪不安においては、罪種 ($F(3, 567) = 29.623, p < .001, \eta_p^2 = .135$) の主効果、条件と時点の交互作用 ($F(2, 378) = 3.301, p = .045, \eta_p^2 = .017$) が有意だった。単純主効果の検定の結果、統制群では罪種 ($F(3, 567) = 18.645, p < .001, \eta_p^2 = .182$) と時点 ($F(2, 378) = 4.348, p = .018, \eta_p^2 = .049$) の単純主効果が、実験群では罪種 ($F(3, 567) = 11.524, p < .001, \eta_p^2 = .099$) の主効果のみが有意だった。統制群において、各時点の犯罪不安の平均値を多重比較したところ、実験操作後と1か月後の間にのみ有意な差があり ($t = 2.592, p = .031, d = .246$)、1か月の間に犯罪不安が低下していることがわかった。また、実験操作前では罪種 ($F(3, 1701) = 23.976, p < .001, \eta_p^2 = .113$) の単純主効果が、実験操作後では条件 ($F(1, 567) = 4.698, p = .031, \eta_p^2 = .024$) と罪種 ($F(3, 1701) = 12.752, p < .001, \eta_p^2 = .063$) の単純主効果が、1か月後では罪種 ($F(3, 1701) = 23.604, p < .001, \eta_p^2 = .111$) の単純主効果がそれぞれ有意だった。しかし、実験群において時点 ($F(2, 378) = 1.681, p = .192, \eta_p^2 = .016$) の単純主効果が有意ではなく、また1か月後において条件 ($F(1, 567) = 0.075, p = .784, \eta_p^2 < .001$) の単純主効果が有意でなかったことから、実験操作直後に見られた犯罪不安の変化も1か月持続しなかったことが示唆された。

被害の影響の大きさの推定においては、罪種 ($F(3, 567) = 334.149, p < .001, \eta_p^2 = .639$) と時点 ($F(2, 378) = 5.739, p = .008, \eta_p^2 = .029$) の主効果がそれぞれ有意だった。それぞれの時点の平均値を多重比較したところ、実験操作前と実験操作後 ($t = 4.273, p < .001, d = .191$)、実験操作前と1か月後の間 ($t = 2.747, p = .013, d = .220$) にはそれぞれ有意な差があったが、実験操作後と1か月後の間の差は有意ではなかった ($t = 0.303, p = .762, d = .023$)。このこと

から、罪種と条件にかかわらず被害の影響の大きさの推定は実験操作による変化を維持していたと言える。

2.2.4 考察

研究2の目的は、実験的な手法を用いて主観的確率を操作し、犯罪不安への影響を検討することだった。そして、実験的な操作で主観的確率が引き下げられ、それに伴って犯罪不安が低下することが確かめられた。このことから、先行研究が指摘していた、主観的確率が犯罪不安を導くという因果関係が支持された。この知見は、今後犯罪不安を低減する手法を開発する際に参照できるものである。従来の研究 (Jackson, 2011, 2015; 島田他, 2004) は犯罪不安の生起メカニズムを示しているものの手法は相関研究であり、擬似相関の可能性などから介入手法の検討をする根拠として十分とはいえなかった。本研究は、少なくとも主観的確率を引き下げれば犯罪不安も低下することを明らかにしたため、この知見をもとに高い犯罪不安に対する介入方法を検討することができる。

さらに、傷害の認知件数を提示することによる効果は、操作を行わなかったほかの犯罪にも総じて波及し、主観的確率と犯罪不安が実験操作後には減少した。このことから、特定の犯罪に関する情報を提供することは、犯罪全般の認識を変え不安を低下させる可能性があると言える。一方で、警戒をすべき水準で発生している犯罪にまで効果が及び、過剰な楽観が生じる可能性も考えられる。また、被害の影響の大きさの推定は罪種と条件に関わらず、実験参加者が提示された文章を読んだ直後に低下した。今回の実験では時点の効果が有意であり、実験群、統制群ともに被害の影響の大きさの推定が低下した。素朴には、最初は重大な被害を想像していた実験参加者が、繰り返しの回答を求められることでそのイメージを修正し、穏当な被害の想定へ落ち着くために評定も下がる、という解釈も可能である。しかし、そう解釈すると、なぜ主観的確率では同様の低下がみられなかったのかが問題となる。残念ながら本研究の範囲内ではこの問いへの答えを用意することができない。実験参加者に提示する文章の内容や用いる罪種、手続きなどを変化させて今回の結果の頑健性を検証

しつつ、その理由を明らかにすることが今後の課題として残される。

なお、主観的確率が、提示された文章で言及した傷害以外のすべての犯罪でも減少したことから、数字を参加者に提示することで判断においてシステム2が優位となり、それが原因となって犯罪不安も低下したという二重過程理論 (e.g., Kahneman, 2011) による説明も考えられる。二重過程理論では、人の認知機構は直感的で感情的なシステム1と論理的で遅いシステム2からなるとされている。通常、人はシステム1が優位となっており、素早い代わりに不正確な場合もある判断をしがちである。しかし、計算課題や物事を数字で考えることを通じてシステム2が活性化すると、それ以外の物事を判断する際にもシステム2が優位に働き、論理的な判断が下されやすくなると指摘されている。このことを本研究に当てはめると、統計情報という数字を実験参加者に提示したことで彼らのシステム2が優位となり、システム1によって感情的に判断されていたリスク認知や犯罪不安が低下した可能性がある。つまり、主観的確率の低下が犯罪不安に影響したのではなく、システム2の活性化という第三の要因が主観的確率と犯罪不安の双方に影響したという可能性が否定できない。実験参加者にそれぞれのハザードでの死亡者数を推定させることが不安の低下をもたらすことを示した研究もある (中谷内・島田, 2010) ことから、今後の研究では、実験デザインの調整によってこの可能性を排除する必要がある。

また、主観的確率や犯罪不安の一時的な減少が、実験の目的を察した実験参加者による要求特性によるものという可能性も考えられよう。しかし、本研究では、実験群に提示した刺激文ではあくまで統計的な数字を示すだけに留めており、その多少についての評価は示していない。その数字をもって実験者が認知件数を予想よりも多いものと考えさせたいのか、少ないものと考えさせたいのかを実験参加者が読み取ることは困難であり、要求特性による影響は抑制されていると思われる。

実験操作後の主観的確率と犯罪不安を測定するタイミングが同じであるため、厳密には、犯罪不安の低下が主観的確率に影響したという逆の因果の可能性を排除できないという制約も本研究には存在する。本研究では媒介分析を実施し、主観的確率が実験操作と犯罪不安

の関係を媒介することを示した。このことは、主観的確率と犯罪不安の因果関係を示す傍証となる。しかし、本研究が相関研究を中心とする先行研究への批判から行われていることを踏まえれば、この因果関係は統計分析から推測されるのではなく、実験的手続きによって明らかになるほうが好ましいといえるだろう。今後の研究では、主観的確率の低下が犯罪不安の変化の原因となることをより明確に示すことのできる実験手続きを考案する必要がある。

さらに、1か月後のフォローアップにおいて、すべての罪種で、主観的確率と犯罪不安に対する実験操作の影響がみられないことがわかった。このことから、犯罪の認知件数という端的な情報を提示することによる主観的確率や犯罪不安の変化は短期的なものにとどまると考えられる。Wave 2 においては、傷害の認知件数を正しく回答できた者は極めて少数だった。このことから、実験参加者に提示された統計情報が1か月の間に忘却されてしまい、それが原因となって主観的確率や犯罪不安が操作前の水準に戻った可能性が考えられる。Kitchen & Williams (2010) や Vaclair & Bratanova (2017) が示すような、高い犯罪不安による QOL や Well Being への悪影響を問題視するのであれば、長期的に人々の犯罪不安を低下させる介入方法を考案する必要がある。ただし、長期的に人々の考え方を変えるほどの強い介入が本当に必要であるかどうかは、今後の研究で高い犯罪不安が導くものをさらに検討することで、慎重に考えられる必要があるだろう。

2.3 研究3：被害の影響の大きさの推定と犯罪不安の因果関係の検討

研究2では、情報提示によって主観的確率を操作し、そのことが犯罪不安の変化に繋がることを明らかにした。続く研究3では、研究2と同様の方法を用い、被害の影響の大きさの推定が犯罪不安の原因となるかを検討する。もし、Jackson (2015) や柴田・森永 (2019) が指摘するように被害の影響の大きさの推定が犯罪不安の原因となるなら、情報提示によって被害の影響の大きさの推定が低下したのに伴い犯罪不安も低下するはずである。

2.3.1 方法

参加者 2019年3月に、インターネット調査会社を利用し実験参加者を募集した。実験参加者は25歳から64歳までの336名 ($M = 44.77$, $SD = 11.12$) で、性別と年齢層の割合が等しくなるよう、ランダムに半数ずつ実験群と統制群に割り当てられた。データ収集はすべて Web 上で行われた。

手続き まず、実験参加者に6種類の犯罪(傷害、住居侵入、乗り物盗、殺人、背任、暴行)に対する犯罪不安、被害の影響の大きさの推定、主観的確率を尋ねた。

次に、群ごとに実験参加者へ、実験刺激として文章を提示した。それぞれの群の実験参加者に提示した文章を Table 2-6 に示した。これらの情報にデセプションは存在しなかった。

Table 2-6

研究3で実験参加者に提示した文章

実験群
法務省の毎年発表する犯罪白書は、暴力犯罪において犯罪被害者がどのような怪我を負ったのかという情報を提供しています。それによると、平成28年に犯罪被害で怪我を負った人の9割は軽傷でした。また加害者が被害者へ暴力を振るう犯罪は、被害者が怪我を負った場合傷害罪となり、怪我を負わなかった場合は暴行罪となりますが、平成28年の認知件数は傷害罪より暴行罪のほうが多かったです。
統制群
科学技術白書は、毎年文部科学省によって発表される国内の科学や技術に関する情報をまとめた資料です。白書では科学技術の発展や振興のために実施された政策や取り組みが説明されています。また毎年異なるテーマをもとにまとめられた部分もあり、持続可能な開発目標やノーベル賞を受賞した技術についてまとめられています。これまでに発表された科学技術白書はインターネットで誰でも閲覧することが出来ます。

文章の提示後、実験参加者に最初と同様に、6種類の犯罪に対する犯罪不安、被害の影響の大きさの推定、主観的確率を再び尋ねた。

最後に、実験群と統制群の双方で、提示された文章をしっかりと読んでいたかどうかを確認するための質問を行った。質問は2問あり、両方に正答できなかった実験参加者は分析から除かれた。

質問項目 測定に使用した 6 つの犯罪のうち、傷害と暴行を除く 4 つの犯罪は研究 1 の分類にならない、日本の刑法犯の中から選ばれた。典型犯罪群から住居侵入、軽微犯罪群から乗り物盗、凶悪犯罪群から殺人、非典型犯罪群から背任がそれぞれ選ばれた。傷害と暴行は、実験群の参加者に提示した文章で言及したため取り上げることとした。なお、それぞれの罪名には「傷害 (人を攻撃し怪我を負わせること) についてお尋ねします」のように簡単な説明をつけた。

犯罪不安、被害の影響の大きさの推定、主観的確率は 6 つの犯罪についてそれぞれこの順番で、研究 2 と同様の項目で尋ねた。回答はすべて「1: まったくない」から「6: 非常にある」までの 6 件法で求められた。なお、6 つの犯罪の提示順序は回答者によってランダムだったが、実験操作の前後での提示順序は同じであった。

研究 3 では、文章を読んだことによってリスク認知や犯罪不安に影響があるかを検討することを目的としていた。そのため、文章をしっかりと読んで回答したか、回答の妥当性を確認する項目を設けた。この項目の内容は、実験群では「犯罪被害で怪我を負った人の 9 割は重症だった」「傷害罪よりも暴行罪の認知件数のほうが多い」、統制群では「インターネットで閲覧することは出来ない」「毎年異なるテーマをまとめた部分がある」であり、○か×を選択して回答する形式だった。

2.3.2 結果

回答の妥当性の確認 提示した文章の内容を把握していなかった実験参加者を分析から除外するため、文章の内容を確認する質問 2 問の両方に正答した実験参加者の数を調べた。その結果、すべてに正答できた実験参加者は全体で 204 名 (全実験参加者の 60.7%) であり、統制群では 110 名、実験群では 94 名だった。以降の分析では、この 204 名のデータを対象とした。

実験操作の効果の検討 Table 2-7 に、実験操作前後での傷害と暴行に対する犯罪不安、被害の影響の大きさの推定、主観的確率の要約統計量を示した。Table 2-7 より、実験前後で

のリスク認知や犯罪不安の増減に一貫した傾向がみられないことが分かった。なお、実験操作前の犯罪不安、被害の影響の大きさの推定、主観的確率には統制群と実験群の間で有意な差はなかった。

Table 2-7

研究3における条件と罪種ごとの要約統計量

傷害	実験群		統制群	
	操作前	操作後	操作前	操作後
犯罪不安	2.96 (1.13)	2.84 (1.13)	2.88 (1.11)	2.98 (1.13)
主観的確率	2.62 (1.05)	2.61 (1.03)	2.67 (0.97)	2.67 (1.02)
被害の影響の推定	4.60 (1.50)	4.46 (1.49)	4.61 (1.36)	4.63 (1.37)
暴行	実験群		統制群	
	操作前	操作後	操作前	操作後
犯罪不安	2.90 (1.08)	2.94 (1.10)	2.89 (1.13)	2.84 (1.11)
主観的確率	2.63 (1.00)	2.68 (1.06)	2.71 (1.04)	2.61 (1.02)
被害の影響の推定	4.66 (1.28)	4.49 (1.42)	4.64 (1.39)	4.51 (1.50)
4罪種平均	実験群		統制群	
	操作前	操作後	操作前	操作後
犯罪不安	2.70 (0.81)	2.68 (0.90)	2.85 (0.90)	2.81 (0.92)
主観的確率	2.42 (0.81)	2.43 (0.86)	2.57 (0.85)	2.56 (0.85)
被害の影響の推定	4.43 (1.13)	4.28 (1.28)	4.52 (1.02)	4.43 (1.10)

注. 括弧内は標準偏差を示す。

実験操作が意図通りに被害の影響の大きさの推定を減少させられたかを検討するため、傷害と暴行に対する被害の影響の大きさの推定をそれぞれ従属変数とし、時点と実験条件を独立変数とする分散分析を行った。その結果、傷害については主効果も交互作用も有意ではなかった (条件の主効果: $F(1, 202) = 0.224, p = .636, \eta_p^2 = .001$. 時点の主効果: $F(1, 202) = 1.329, p = .250, \eta_p^2 = .007$. 交互作用: $F(1, 202) = 2.255, p = .135, \eta_p^2 = .011$)。また、暴行については時点の主効果は有意だったものの ($F(1, 202) = 7.458, p = .007, \eta_p^2 = .036$)、条件の主効果と交互作用は有意ではなかった (条件の主効果: $F(1, 202) < 0.001, p = .993, \eta_p^2 < .001$. 交互作

用: $F(1, 202) = 0.155, p = .694, \eta_p^2 = .001$)。実験操作に使用したいずれの罪種においても条件の主効果と交互作用が有意ではなかったことから、犯罪情報を提示した実験群において被害の影響の大きさの推定が低下するとした当初の狙い通りの実験操作が成功していないことが分かった。

実験操作は失敗したものの、犯罪不安の変化を検討するため、傷害と暴行に対する犯罪不安をそれぞれ従属変数とし、時点と実験条件を独立変数とする分散分析を行った。その結果、傷害については、主効果はいずれも有意ではなかったが (条件: $F(1, 202) = 0.047, p = .828, \eta_p^2 < .001$. 時点: $F(1, 202) = 0.035, p = .853, \eta_p^2 < .001$), 実験条件と時点の交互作用は有意だった ($F(1, 202) = 5.633, p = .019, \eta_p^2 = .027$)。ただし、いずれの単純主効果も有意ではなかった (統制群: $F(1, 202) = 2.595, p = .109, \eta_p^2 = .023$. 実験群: $F(1, 202) = 3.037, p = .083, \eta_p^2 = .032$)。暴行については、いずれの主効果も交互作用も有意ではなかった (条件: $F(1, 202) = 0.149, p = .699, \eta_p^2 = .001$. 時点: $F(1, 202) = 0.001, p = .975, \eta_p^2 < .001$. 交互作用: $F(1, 202) = 0.916, p = .340, \eta_p^2 = .005$)。

なお、主観的確率の変化についても検討したが、傷害においても (条件: $F(1, 202) = 0.142, p = .706, \eta_p^2 = .001$. 時点: $F(1, 202) = 0.155, p = .694, \eta_p^2 = .001$. 交互作用: $F(1, 202) = 0.011, p = .918, \eta_p^2 < .001$), 暴行においても (条件: $F(1, 202) = 0.001, p = .972, \eta_p^2 < .001$. 時点: $F(1, 202) = 0.002, p = .579, \eta_p^2 < .002$. 交互作用: $F(1, 202) = 3.308, p = .070, \eta_p^2 = .002$) いずれの主効果も交互作用も有意ではなかった。

傷害と暴行に対する犯罪不安への影響 実験操作は失敗したが、追加の分析として被害の影響の大きさの推定の変化が犯罪不安の変化に与えた影響を検討するために、構造方程式モデリングによる分析を行った。

まず、この分析のために、犯罪不安、被害の影響の大きさの推定、および主観的確率の文章提示前後の変化量を算出した。変化量の算出は、操作後の値から操作前の値を減じることで行われ、変化量が負の値であることは、実験操作によって不安やリスク認知が減少したことを意味する。

分析に先立って、傷害と暴行の各変数の変化量と実験条件、年齢と性別との相関係数を算出し Table 2-8 に示した。なお、性別と年齢は犯罪不安や被害の影響の大きさの推定、主観的確率に影響するという知見があるため (e.g. 柴田・森永, 2019), 以降の分析では統制変数として投入することとした。

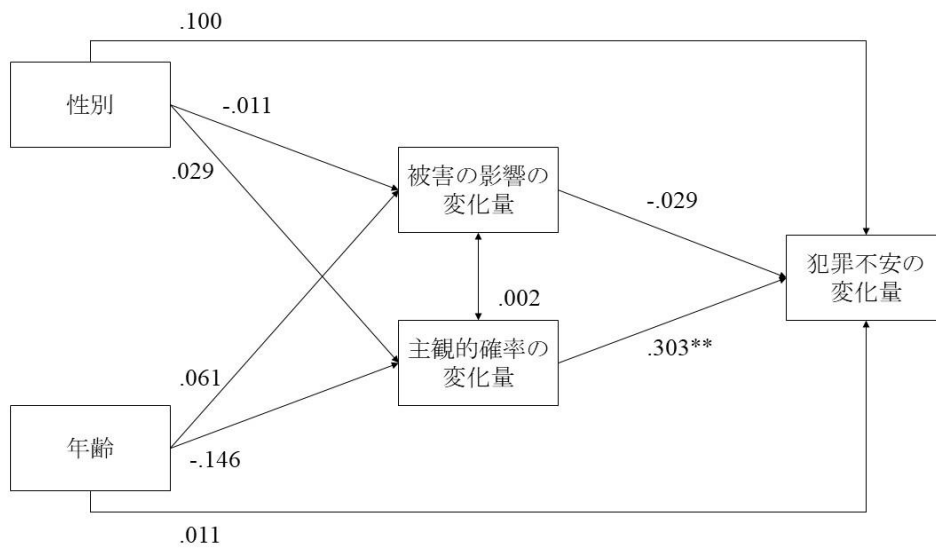
Table 2-8

傷害と暴行に関する各変数間の相関

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1. 実験条件 (統制群 = 0)	1.000								
2. 犯罪不安の変化量 (傷害)	-.165 *	1.000							
3. 被害の影響の変化量 (傷害)	-.105	.060	1.000						
4. 主観的確率の変化量 (傷害)	.007	.302 **	.011	1.000					
6. 犯罪不安の変化量 (暴行)	.067	.229 **	-.061	.029	1.000				
7. 被害の影響の変化量 (暴行)	-.028	-.106	.020	-.042	.310 **	1.000			
8. 主観的確率の変化量 (暴行)	.127 +	.161 *	-.091	-.033	.561 **	.265 **	1.000		
9. 性別 (男性 = 0)	.003	.090	-.043	-.008	.008	.033	.100	1.000	
10. 年齢	-.034	-.150 *	-.031	-.088	-.015	.057	-.055	.052	1.000

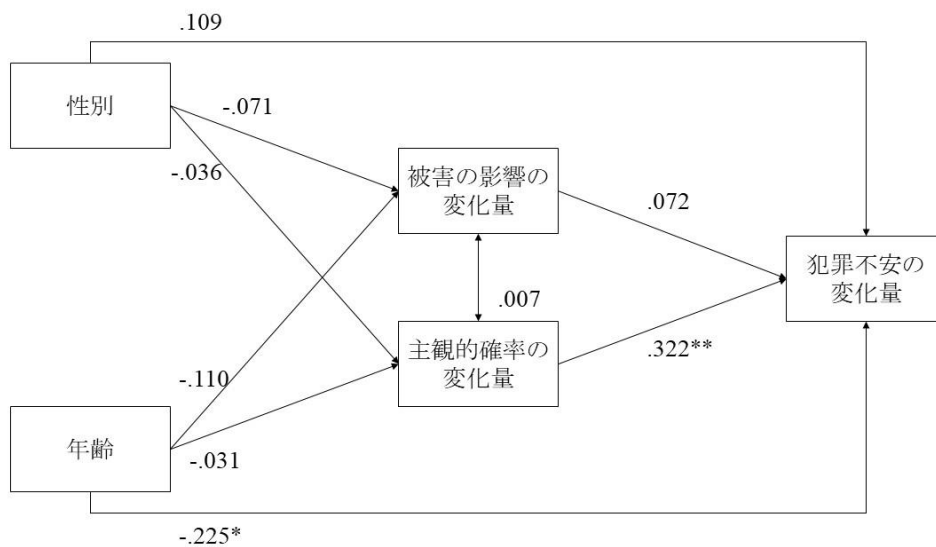
Table 2-8 から、傷害については、犯罪不安の変化量と主観的確率の変化量との間に有意な相関があることが分かった。また、暴行については犯罪不安の変化量が被害の影響の大きさの推定の変化量と主観的確率の変化量それぞれと有意な相関があることが分かった。

次に傷害について、本研究の仮説を検討するために、構造方程式モデリングによる多母集団同時分析を行った。その結果を Figure 2-2 と Figure 2-3 に示した。なお、これ以降の分析は Amos 27 を用いて行った。



$\chi^2 = 0.447, df = 1, p = .504, CFI = 1.000, GFI = .998, RMSEA = .000, AIC = 28.447. (** p < .01)$

Figure 2-2. 実験群の傷害における推定モデル



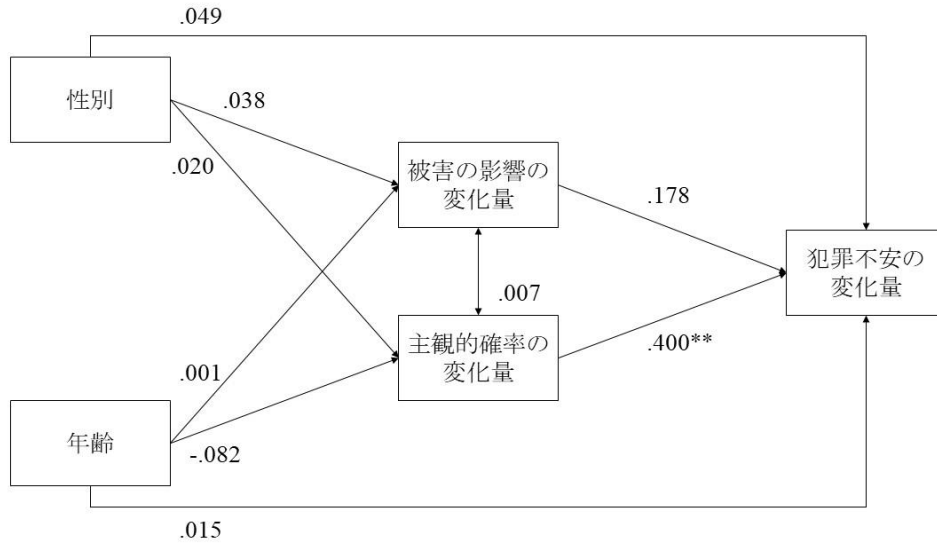
$\chi^2 = 0.160, df = 1, p = .689, CFI = 1.000, GFI = .999, RMSEA = .000, AIC = 28.160. (** p < .01 * p < .05)$

Figure 2-3. 統制群の傷害における推定モデル

Figure 2-2 と Figure 2-3 から、主観的確率の変化量が犯罪不安の変化量と有意に関連していることが明らかになった。一方、被害の影響の大きさの推定の変化量から犯罪不安の変化

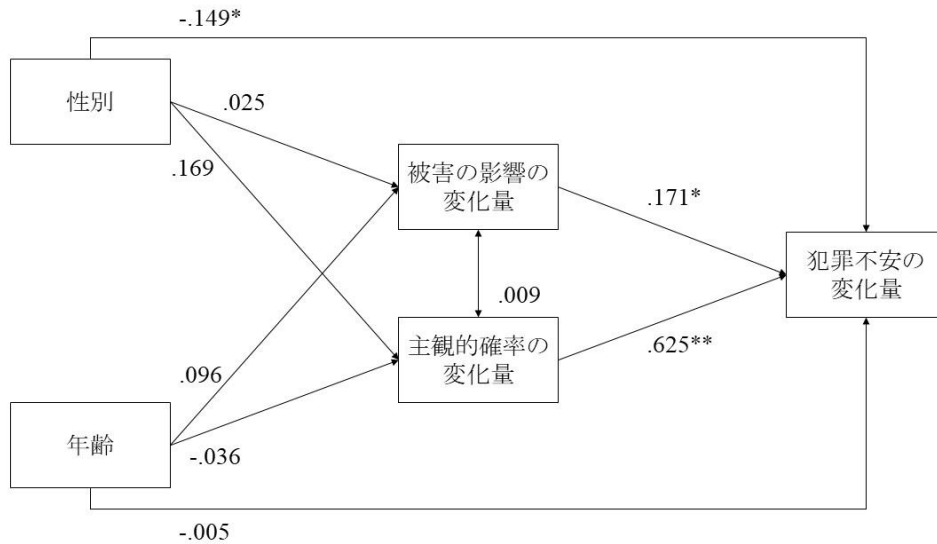
量へのパスは有意ではなかった。

暴行についても傷害と同様の分析を行った。その結果を Figure 2-4 と Figure 2-5 に示した。



$\chi^2 = 0.447, df = 1, p = .504, CFI = 1.000, GFI = .998, RMSEA = .000, AIC = 28.447. (** p < .01)$

Figure 2-4. 実験群の暴行における推定モデル



$\chi^2 = 0.447, df = 1, p = .504, CFI = 1.000, GFI = .998, RMSEA = .000, AIC = 28.447. (** p < .01, * p < .05)$

Figure 2-5. 統制群の暴行における推定モデル

Figure 2-4 と Figure 2-5 から、傷害と同様に、主観的確率の変化量から犯罪不安の変化量へのパスが有意であることが分かった。また、統制群においては被害の影響の大きさの推定の変化量から犯罪不安の変化量へのパスも有意だった。

4つの罪種に対する犯罪不安への影響 文章の波及効果を検討するために、回答者に提示した文章では触れていなかった、住居侵入、乗り物盗、殺人、背任の4つの犯罪に対する犯罪不安への影響も分析した。

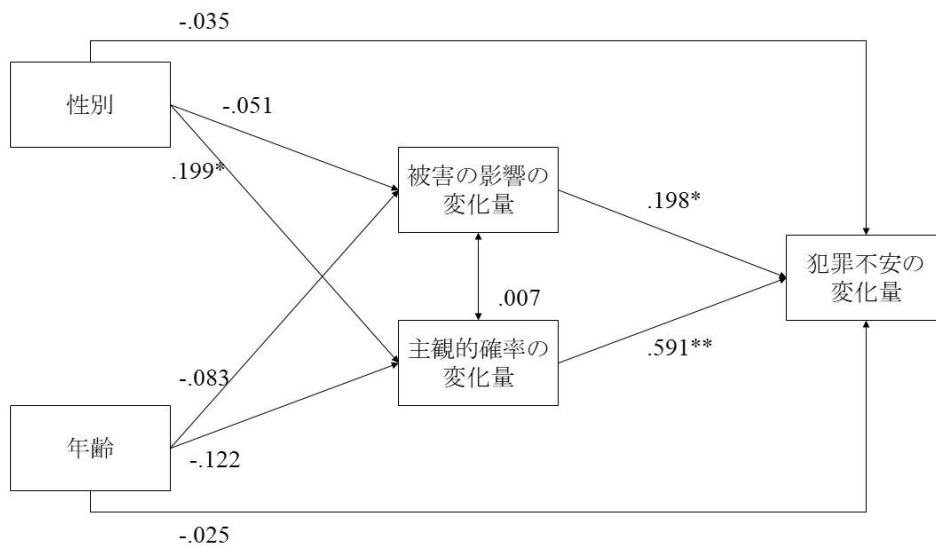
まず、4つの犯罪に対する犯罪不安、被害の影響の大きさの推定、主観的確率をそれぞれ平均した。なお、それぞれの指標の α 係数は.76以上だった。指標の平均値は Table 2-7 に示した。また、それぞれの指標の相関係数を Table 2-9 に示した。

Table 2-9

4つの罪種の平均に関する各変化量の相関

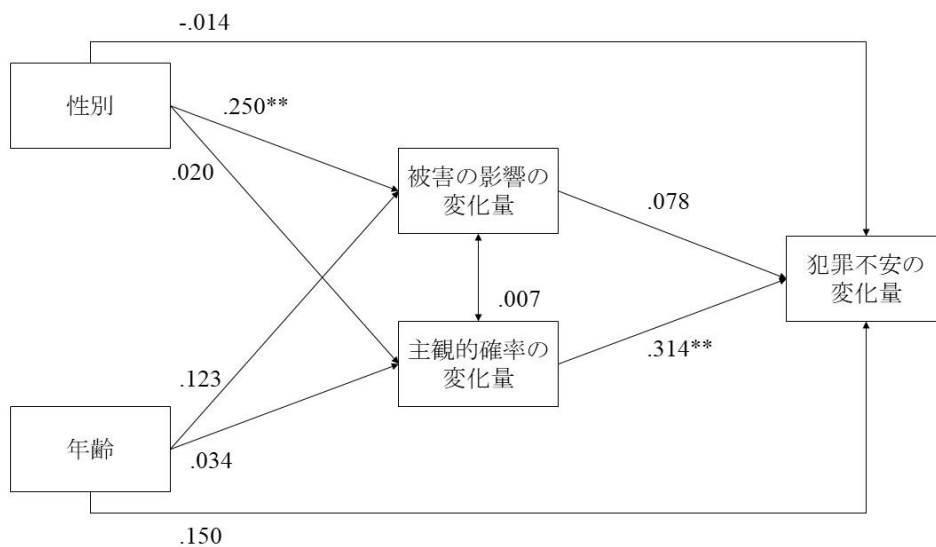
	1	2	3	4	5	6
1. 実験条件 (統制群 = 0)	1.000					
2. 犯罪不安の変化量	.027	1.000				
3. 被害の影響の変化量	-.059	.351 **	1.000			
4. 主観的確率の変化量	.026	.539 **	.363 **	1.000		
5. 性別 (男性 = 0)	.003	.042	.084	.110	1.000	
6. 年齢	-.034	.026	.017	-.040	.052	1.000

傷害や暴行についての分析と同様に犯罪不安、被害の影響の大きさの推定、主観的確率の変化量をそれぞれ算出し、構造方程式モデリングによる多母集団同時分析を行った。その結果を Figure 2-6 と Figure 2-7 に示した。



$\chi^2 = 0.447, df = 1, p = .504, CFI = 1.000, GFI = .998, RMSEA = .000, AIC = 28.447. (** p < .01)$

Figure 2-6. 実験群の4つの罪種における推定モデル



$\chi^2 = 0.160, df = 1, p = .689, CFI = 1.000, GFI = .999, RMSEA = .000, AIC = 28.160. (** p < .01)$

Figure 2-7. 統制群の4つの罪種における推定モデル

Figure 2-6 と Figure 2-7 より、傷害や暴行と同様に、主観的確率の変化量から犯罪不安の変化量へのパスが有意だった。また、実験群では被害の影響の大きさの推定の変化量から犯

罪不安の変化量へのパスも有意であることが明らかになった。

2.3.3 考察

研究 3 の目的は、実験参加者へ暴力犯罪の実態についての文章を提示することで被害の影響の大きさの推定を操作し、それに伴って犯罪不安が変化するという因果関係を検討することであった。このために、本研究では実験群の実験参加者に被害者の負傷に関する情報を提示して被害の影響の大きさの推定を操作した。

しかしながら、本研究では、情報提示によって被害の影響の大きさの推定が有意な変化をすることがなく、実験操作は失敗に終わった。本研究ではデセプションなしに、犯罪統計上明白な事実を伝えることで犯罪不安の低下を導くことができるのか、という点を重視した。そのため、操作が弱いものに留まった可能性がある。同様の方法で被害の影響の大きさの推定の操作を試みた研究に柴田 (2021) があり、この研究は実験参加者に被害者支援に関する実際の情報を提示するという方法で操作を試みている。柴田 (2021) の情報提供は、被害者を支援する制度に関して教示することで被害のダメージから回復する手段があることを示し、犯罪被害による最終的な影響が小さく見積もられるように操作することを試みたものだった。しかし、柴田 (2021) においても実験操作は成功していないことから、実際の情報は被害の影響の大きさの操作を行うにはインパクトが小さすぎるとも考えられる。因果関係を検討するという面からは、今後の研究では実験手続きを改善し、デセプションのない情報提供にこだわらずよりインパクトの強い被害の影響の大きさについての情報を提示することで因果関係の検討を優先する必要もあるだろう。

加えて、本研究で実験操作が失敗した理由の 1 つとして、ダメージの内実を考慮しなかった点が挙げられる。本研究では Jackson (2015) に倣い、被害の影響の大きさの推定を 1 項目で尋ねた。また、実験参加者に提示した文章は身体的なダメージに着目していた。しかし、犯罪による被害には身体的なダメージのほか、精神的なダメージや金銭的なダメージも存在する。特に精神的なダメージは、仮に身体的なダメージが少なく暴行被害を受けても怪我

をしないとしても、殴られるという経験をすることそれ自体が嫌悪感や不快感を生じさせるので変化しにくいとも考えられる。そのため、今後の研究では犯罪被害の様々な側面に注目した実験操作を行う必要がある。

本研究では当初予定していた実験操作は失敗したが、追加の分析として、構造方程式モデリングを用いて被害の影響の大きさの推定の変化が犯罪不安の変化に与える影響を検討した。その結果、まず、文章で触れた暴行について、統制群では被害の影響の大きさの推定が低下した者は犯罪不安も低下することが明らかになった。一方、実験群ではそのような関連は見られなかった。また、暴行と同様に文章で触れた傷害についても、被害の影響の大きさの推定の変化量と犯罪不安の変化量との関係は有意ではなかった。実験操作に用いていなかった4つの犯罪においては、実験群でのみ、被害の影響の大きさの推定の変化量から犯罪不安の変化量へのパスが有意だった。

この結果から、被害の影響の大きさの推定が十分に低下すれば、犯罪不安もそれに伴って低下する場合があることが示唆される。ただし、被害の影響の大きさの推定の変化が犯罪不安の変化と関係しない場合のほうが多くみられることに留意すべきである。本研究からは、こうした結果の差異の原因は明らかではないが、今後の研究では、被害の影響の大きさの推定と犯罪不安の関係を取り持つ要因を検討する必要もあるだろう。

2.4 本章の総括

本章では、これまでの犯罪不安研究が因果関係の検討を怠っていたことを指摘した。そして、その問題を解決するために、研究2では主観的確率と犯罪不安の因果関係を、研究3では被害の影響の大きさの推定と犯罪不安の因果関係を、それぞれ実験手続きを用いて検討した。その結果、研究2では主観的確率が犯罪不安の原因となるという因果関係が支持された。一方、研究3では実験操作が成功せず、被害の影響の大きさの推定と犯罪不安の因果関係を明らかにすることはできなかった。

本章で報告した知見は、リスク認知が犯罪不安の原因となるという先行研究の指摘を、主

観的確率についてのみ支持したかたちとなる。すでに指摘した通り、犯罪不安はリスク認知を主観的確率として定義することが多く (cf. Chadee & Ditton, 2003), その意味では、犯罪不安の生起モデルについて最も重要な部分の因果関係を示すことができたと評価できるだろう。

研究 2 には、厳密には主観的確率と犯罪不安の因果関係を立証できていないという問題がある。しかしながら、研究 2 は媒介分析によって、実験操作が主観的確率の変化を介して犯罪不安を変化させたことを示した。また、これまでは相関のみで議論されてきたリスク認知と犯罪不安の関連について、不十分な点はあるとはいえ実験的手法を用いてその関連を明らかにしたことは、今後の犯罪不安研究の発展に資するものである。今後の研究では、犯罪不安の変化が主観的確率の変化に伴うものであるとより明確に主張できる実験手法を考案し、因果関係を実験手続きによって立証する必要がある。

一方、被害の影響の大きさの推定が犯罪不安の原因となるかどうかは明らかにならなかった。リスク認知の重要な側面の 1 つと犯罪不安との関連が明らかでないままであるのは、犯罪不安研究の理論的発展から好ましいことではない。

高い犯罪不安に介入するという観点からは、研究 2 と研究 3 で一貫して、主観的確率が犯罪不安に強い影響力を持っていたことが重要である。このことは、Jackson (2011, 2015) や柴田・森永 (2019) などの知見とも整合するものである。これらの結果は、犯罪不安低減の方策を検討するうえで、被害の影響の大きさの推定よりも主観的確率に焦点をあてたアプローチを取るほうが有効であることを示唆するものである。また、研究 3 や柴田 (2021) が明らかにしたように、被害の影響の大きさの推定の操作は主観的確率に比べて容易ではないと思われる。このことから、実際の介入では主観的確率に焦点を当てたほうが効率的であると考えられる。

主観的確率が犯罪不安に強い影響力を持つという知見は、犯罪不安研究の理論的な発展に繋がる可能性もある。説得においては一般的に、事例情報は統計情報よりも影響力を持つと指摘されている。このことを示した現象の 1 つに同定された被害者効果 (identifiable victim

effect) と呼ばれるものがあり、例えば Small & Loewenstein (2003) は特定された被害者の方が匿名の被害者よりも寄付を集めやすいことを指摘している。一方、犯罪不安研究においては、本研究でも示されたように、統計情報に近いと考えられる主観的確率が、事例情報に近いと思われる被害の影響の大きさの推定よりも強い影響力を持っていることが指摘されている。このような差異が存在する原因は本研究からでは明らかでないが、犯罪不安の生起に深くかかわる点であり、今後の検討が必要であると考えられる。

加えて、研究 2 と研究 3 の知見からは、実際の情報を提示するという介入方法の限界も見えて取れる。実際の方法を提示してリスク認知を操作できなかった研究 3 は言わずもがなであるが、研究 2 においても、犯罪不安の低減効果は短期間しか持続しなかった。高い犯罪不安がもたらす悪影響を防ぐという観点からは、実際の情報を提示するという介入方法は効果が期待できないといえるだろう。犯罪不安に介入するために虚偽の情報を提示することは倫理的に許されないであろうことから、今後の研究では、情報提示以外の方法で高い犯罪不安へ介入する方法を検討する必要もある。

第3章 防犯対策の告知が犯罪不安に与える影響の検討

第3章では、より現実に即した犯罪不安の生起過程の検討として、防犯対策との関連を取り上げる。まず、先行研究の知見を概観し、その問題点を指摘する。そして、問題点を解決するための実験を研究4-1として報告する。その後、研究4-1で明らかになった新たな疑問点を解決するために実施した研究4-2を報告する。

3.1. 犯罪不安と防犯対策の関連とその問題点

3.1.1 犯罪不安を煽る防犯対策

研究3までで、犯罪不安がリスク認知を原因として生起するというモデルについて検討した。このモデルでは、変数の出発点がリスク認知となっている。しかし、実際には、犯罪不安の原因となるリスク認知は突然生じるわけではない。現実には、外界から得られた様々な情報からリスク認知が生じ、それが犯罪不安に繋がるという過程を辿ると考えられている。例えば、リスク認知を含めて検討したものではないが、Winkle & Vrij (1990) は犯罪報道が犯罪不安に影響することを指摘している。

このような外界から得られる情報として、本稿が着目するのは防犯対策である。防犯対策に着目するのは、近年、治安の悪化が叫ばれることを背景に、様々な防犯対策が広がっているからである。特に市民による防犯ボランティアの広がりが目覚ましく、警察庁 (2019) によると、防犯ボランティア団体は2003年には約3000団体であったものが2018年には約4万7000団体と大幅にその数を増やしている。構成員も2018年には約259万人に達し、青色回転灯を搭載したパトロール車両も9880団体によって4万5240台が運用されているなど、大規模な活動となっていることがうかがえる。

これらの防犯対策は、増大すると言われる犯罪を防止することで地域を「安全」にすることはもとより、対策によって「安心」をもたらすことを目的に謳っている (cf. Hinkle & Weisburd, 2008; Roh, Kwak, & Kim, 2013)。素朴に考えれば、防犯対策によって犯罪被害が減

少すれば、犯罪不安も低下すると思われる。このような発想は、犯罪被害の減少がリスク認知の低下を導くと考えれば、従来の犯罪不安が指摘するモデルにも対応するものである。実際に、Adams, Rohe, & Arcury (2005) は、警察官が地元住民と協力して犯罪を防止することに焦点を当てた Community-oriented policing を実施し、市民がその実施に気付くと犯罪不安が減少すると指摘している。また、犯罪不安を直接扱ったものではないが、Johnson, Bottiani, Waasdorp, & Bradshaw (2018) は学校での警備員の存在が学校での安全性の認知を向上させると指摘している。

しかし、防犯対策と犯罪不安の関連を検討した研究の中には、これらの先行研究とは一貫せず、防犯対策がかえって犯罪不安を煽ると指摘しているものもある。例えば、Schreck & Miller (2003) は、アメリカで小中学生とその保護者を対象に行われた調査である National Household Education Survey のデータを分析し、金属探知機の設置や警備員の巡回といった防犯対策の実施が高い犯罪不安と関連することを明らかにした。同様に、Bachman, Randolph, & Brown (2011) は中高生を対象とした調査である National Crime Victimization Survey (NCVS) の School Crime Supplement のデータを分析し、金属探知機の設置が犯罪不安の上昇と関連することを示している。また、Mayer & Leone (1999) も NCVS のデータを分析し、防犯対策が子供の School disorder を増加させることを介して犯罪不安と関連することを明らかにした。

学校における防犯を取り上げたものではないが、同様の結果を示している研究は日本でも行われている。山本・島田 (2016) はコンビニに警備員を常駐させる防犯対策が近隣住民のリスク認知と犯罪不安を増加させると指摘している。また、島田・雨宮・菊池 (2010) は青色回転灯を装備した車両によるパトロールが、車両を見た人のリスク認知を上昇させることを明らかにした。

このように直感的な予測に反する結果が生じるのは、防犯対策が活発に行われるということが、その地域は活発な防犯活動が必要なほど治安が悪いというイメージを人々に与え、そのことが犯罪不安を上昇させるからだと考えられている (Dukes & Hughes, 2004; Hinkle &

Weisburd, 2008; Scott, 2002)。例えば、学校の校門に武器を探すための金属探知機が設置されることは、その学校で武器を使用した暴行事件が起こりうるのでそうした対策が必要であることを暗に示している。自分の通う学校で武器を使用した暴行事件が起こるかもしれないと思えば、リスク認知は上昇し、犯罪不安もそれに伴って上昇するだろう。もし、防犯対策が犯罪不安をかえって上昇させてしまうなら、防犯対策は主要な目的の 1 つである安心をもたらすことを達成できていないことになる。

3.1.2 先行研究の問題点

しかしながら、こうした先行研究には重大な問題がある。それは、大半が一時点の相関研究であり、因果関係を明らかにできていないということである。多くの研究は防犯対策が犯罪不安の原因になることを前提に議論しているが、前章で述べたように、観察データのみから因果関係を推論することは本来不可能である (岩崎, 2015; 黒木, 2017; 吉田・村井, 2021)。加えて、学校での防犯対策が犯罪不安を上昇させると指摘した Schreck & Miller (2003) は、自身の示した結果は因果関係が逆である可能性があるとも主張している。つまり、防犯対策が犯罪不安を上昇させるのではなく、犯罪不安が高いゆえに防犯対策が熱心に行われるという逆の解釈も可能であるということである。

因果関係の検討不足は、高い犯罪不安へ介入する際にも重大な障害となる。もし、防犯対策が犯罪不安の原因となっているのであれば、不要な対策や過剰な対策を取りやめることで犯罪不安を低下させられるかもしれない。一方、因果関係が逆であるなら、防犯対策を取りやめたところで犯罪不安は低下しないだろう。むしろ、防犯対策を取りやめたことで、かえって被害が増加してしまうといった有害な結果が生じる恐れもある。介入した結果、目的としている効果がみられずかえって有害な効果が生じてしまうという事態は避けなければならない。しかし、防犯対策と犯罪不安の因果関係が明らかでなければ、どのような介入が妥当であるか判断することは不可能である。

このような問題を解決するためには、防犯対策を示された実験参加者とそうでない実験

参加者で犯罪不安の変化を比較するといった手法を用い、防犯対策が犯罪不安の変化の原因となるかを実験的に検討する必要がある。しかしながら、筆者の知る限り、そのような手続きで防犯対策と犯罪不安の因果関係を検討した研究は存在しない。

また、従来の先行研究は、犯罪不安の測定に第 1 章で指摘した問題も抱えている。例えば、Schreck & Miller (2003) は窃盗、強盗、暴行、犯罪全般に対する不安で犯罪不安を測定している。一方、Bachman et al. (2011) は登下校中に誰かに襲われる不安も含めて犯罪不安の測定としているが、それぞれでなぜこれらの犯罪が測定に使用されたかは明白ではない。防犯対策と犯罪不安の関連を検討した研究の中には、リスク認知と犯罪不安で測定に使用する犯罪が一貫しない研究や (Roh et al., 2013), Ferraro (1995) が批判した、夜道を一人で歩く不安を尋ねる項目を使用している研究も見られる (Hinkle & Weisburd, 2008)。第 1 章で指摘したように、犯罪不安がどのような基準で測定されたかが曖昧であれば、その知見の限界などを論じることは難しくなってしまう。また、防犯対策と犯罪不安の関連については一貫しない結果を示す先行研究があるが、測定に使用した罪種の基準が明確でなければ、測定に問題があるのか、それ以外の原因によって知見が一貫しないのかが明らかではなくなってしまう。このような問題を抱えた手法をそのまま使用し続けることは好ましくなく、より適切な手法を使用して防犯対策と犯罪不安の関連を検討する必要があるといえるだろう。

3.2 研究 4-1：軽微な犯罪に対する防犯対策が犯罪不安に与える影響の検討

3.2.1 研究 4-1 の目的

こうした問題を解決するため、研究 4-1 では、防犯対策と犯罪不安の因果関係を検討したシナリオ実験を行った。研究 4-1 では、実験参加者を統制群と実験群のいずれかにランダムに割り当て、実験群の参加者には、彼らが所属する大学で警備員の巡回を行うという架空の告知を提示した。その後、リスク認知や犯罪不安を尋ね、その値を統制群のものと比較した。このような手続きを用いることで、人々が防犯対策を知ることが犯罪不安の変化に繋がるかどうか、因果関係を検討することとした。

加えて、犯罪不安の測定の問題を解決するために、研究 4-1 では、測定に使用する罪種を研究 1 の分類に基づいて選定することとした。測定に使用する罪種は、シナリオ中の防犯対策が想定していた置き引きのほか、置き引きと同じ窃盗に類する犯罪が含まれる典型犯罪群から、暴行と自宅への住居侵入に対するものも尋ねた。提示した告知との整合性や質問項目数の制約から、本研究では典型犯罪群に属する犯罪不安に限って検討することとした。なお、防犯対策の対象として置き引きを想定したのは、Schreck & Miller (2003) などの追試として、学校内で起こり得る犯罪を取り上げる必要があったためである。さらに、研究 4-1 では実験参加者を日本の大学で募集するため、日本の大学の中で起こり得る犯罪を取り上げる必要があった。

また、これらの罪種は、防犯対策と犯罪不安の因果関係を検討するという観点からも選定されている。もし、リスク認知や犯罪不安が提示された告知によって変化するならば、大学の防犯対策と一切関係しない自宅への住居侵入に対するリスク認知や犯罪不安は影響を受けないはずである。また、対策は置き引きを想定したものであるため、それとは性質の違う暴行に対するリスク認知や犯罪不安は、置き引きに対するものよりも顕著な影響を受けると予想される。

3.2.2 方法

参加者 2019 年の 10 月に、関西のある私立大学の学生に対し心理学系の授業で募集を行った。実験参加者の合計は 360 名で、調査はすべて Web 上で行われた。実験参加者のうち、無回答があったか実際にはありえない回答があった者（年齢を 0 歳と回答した者と、1 週間あたりの受講数が 114 コマと回答した者）は分析から除外された。また、性別は重要な共変量として扱うため、性別を X ジェンダーと回答したのも分析から除外した。先行研究は性別が犯罪不安に影響することを示しているものの (cf. Choi & Merlo, 2020; Mellgren & Ivert, 2018), X ジェンダーがどのように影響するかは明らかではないため、分析では除外するのが妥当であると判断した。これらの理由で分析から 29 名を除外し、最終的な実験参加者は

統制群 157 名，実験群 174 名だった。平均年齢は 20.28 歳 ($SD = 1.19$) であり，実験参加者のうち男性が 191 名，女性が 140 名だった。実験参加者の学年は 2 年生が 68.3%，3 年生が 25.7%，4 年生以上が 6%だった。一週間あたりの受講数は 2 コマから 48 コマの範囲だった ($M = 13.20, SD = 6.55$)。

手続き 調査の回答ページにアクセスした実験参加者は，それぞれの条件に対応した文章を提示された。実験群の実験参加者は，彼らの所属する大学で今学期から警備員の巡回が行われるという架空の告知を提示された。この告知は大学の校章を付した画像の形式で，実際の告知であるかのように印象付けた。統制群の実験参加者は，犯罪に関する印象を変化させないため，犯罪とは無関係な科学技術白書の解説を提示した。実験参加者に提示した刺激をそれぞれ Figure 3-1 と Figure 3-2 に示した。

同志社大学からのお知らせ

皆さんが通う同志社大学京田辺キャンパスでは、今学期から新しい置き引き対策を始めています。

その対策は、警備職員による大学構内の巡回です。巡回は月曜日から金曜日の午前十時から午後六時の間行われます。警備職員は講義棟、食堂、図書館など大学内の建物を漏れなく見回るように設定されたルートで巡回を行います。



Figure 3-1. 実験群の参加者に提示した刺激

科学技術白書とは？

科学技術白書は、毎年文部科学省によって発表される国内の科学や技術に関する情報をまとめた資料です。白書では科学技術の発展や振興のために実施された政策や取り組みが説明されています。

また毎年異なるテーマをもとにまとめられた部分もあり、持続可能な開発目標やノーベル賞を受賞した技術についてまとめられています。これまでに発表された科学技術白書はインターネットで誰でも閲覧することが出来ます。

Figure 3-2. 統制群の参加者に提示した刺激

刺激文を読んだ後、実験参加者は置き引き、暴行、住居侵入に対するリスク認知と犯罪不安を尋ねる質問項目に回答した。3つの罪種の提示順はランダムだった。その後、実験参加者は回答の妥当性を確認する項目や人口統計学的な項目に回答した。

測定項目 犯罪不安とリスク認知の測定項目は Jackson (2015) と島田他 (2004) を参考に作成した。それぞれ、犯罪不安は「あなたは、大学構内で自分がこの犯罪の被害にあう不安がどのくらいありますか」と、主観的確率は「あなたは、今後12ヶ月以内に、大学構内で自分がこの犯罪の被害にあう確率がどのくらいあると思いますか」と、被害の影響の大きさの推定は「あなたは、もし大学構内でこの犯罪の被害にあったらそれが自分の人生にあたえる影響はどのくらいあると思いますか」と尋ねた。ただし、住居侵入については「大学構内で」を「大学構内にいる間に」と改めて尋ねた。回答はすべて「1:まったくない」から「6:非常にある」までの6件法で求められた。

本研究は防犯対策の告知が犯罪不安に与える影響を検討することを目的としていたため、刺激文を読んでいない実験参加者を分析から除外する必要があるがあった。そこで、実験参加者は

刺激文の内容をきちんと理解したかを確認する質問項目への回答を求められた。項目は2つあり、いずれも○か×を選択して回答する形式だった。実験群の実験参加者には「対策は来学期からはじめられる」と「対策の内容は、建物内の巡回である」と尋ねた。統制群の実験参加者には「科学技術白書はインターネットで閲覧することが出来ない」と「科学技術白書には、毎年異なるテーマをまとめた部分がある」と尋ねた。正答は前者が×、後者が○であり、1つでも誤答した実験参加者は分析から除外された。

最後に、実験参加者自身について尋ねた。先行研究は年齢も犯罪不安と関係することを指摘しているので (e.g., Greve et al., 2017; Kappes et al., 2013), 性別とともに年齢を尋ねた。また、大学に滞在する時間や期間が犯罪不安に影響することが予想されたので、実験参加者の学年と1週間あたりの受講数も尋ねた。

3.2.3 結果

妥当性の確認 実験参加者が刺激文の内容を理解して回答したことを確かめるため、妥当性を確認する項目に対する回答を検討した。その結果、実験群では94名が、統制群では57名が少なくとも1つの項目を誤答していた。これらの実験参加者を除外した結果、最終的な実験参加者は合計で180名になった。最終的なサンプルの平均年齢は20.24歳 ($SD = 1.17$) であり、このうち男性は96名、女性は84名だった。この規模の実験参加者の脱落は、本研究の方法とは異なるものの三浦・小林 (2015) や Revilla & Ochoa (2015) も報告しているところであり、驚くべきことではない。しかしながら、半数近い実験参加者を分析から除外することは分析の妥当性に影響を及ぼすと考えられたので、主要な分析の後に事後的な統計力検定を行うこととした。

リスク認知への影響 Table 3-1 に条件ごとの要約統計量を示した。まず、実験操作が実験参加者の主観的確率に影響したかを検討するために、主観的確率を従属変数とし、実験条件と罪種を独立変数とする共分散分析を行った。共変量として実験参加者の年齢と性別、学年と1週間あたりの受講数を加えた。

Table 3-1

研究 4-1 における条件と罪種ごとの要約統計量

		犯罪不安	主観的確率	被害の大きさの推定
置き引き	実験群	3.19 (1.23)	2.91 (1.09)	3.95 (1.27)
	統制群	3.57 (1.27)	3.42 (1.12)	4.04 (1.26)
暴行	実験群	2.28 (0.99)	2.34 (0.86)	4.13 (1.34)
	統制群	2.28 (1.08)	2.29 (0.92)	4.30 (1.47)
住居侵入	実験群	2.54 (1.17)	2.35 (0.92)	4.48 (1.23)
	統制群	2.48 (1.22)	2.37 (1.08)	4.29 (1.45)

注. 括弧内は標準偏差を示す。

分析の結果、罪種の主効果が有意であることが分かった ($F(2, 356) = 73.505, p < .001, \eta^2_p = .292$)。また、罪種と実験条件の交互作用も有意だった ($F(2, 356) = 7.333, p = .001, \eta^2_p = .040$)。一方、実験条件の主効果は有意ではなかった ($F(2, 174) = 1.334, p = .250, \eta^2_p = .008$)。単純主効果の検定を行ったところ、実験条件の単純主効果は置き引きでは有意だったものの ($F(1, 530) = 10.445, p = .001, \eta^2_p = .057$)、暴行 ($F(1, 530) = 0.205, p = .651, \eta^2_p = .001$) と住居侵入 ($F(1, 530) < 0.001, p = .997, \eta^2_p < .001$) では有意ではなかった。これらの結果から、置き引きでのみ、実験群の参加者の主観的確率が統制群の参加者より低いことが分かった。

被害の影響の大きさの推定でも同様の分析を行った。その結果、罪種の主効果は有意であったものの ($F(2, 356) = 8.793, p < .001, \eta^2_p = .047$)、実験条件の主効果 ($F(2, 174) = 0.010, p = .920, \eta^2_p < .001$)、罪種と実験条件の交互作用は有意ではなく ($F(2, 356) = 2.063, p = .129, \eta^2_p = .011$)、実験操作によって被害の影響の大きさの推定に有意な差がみられないことが分かった。

犯罪不安への影響 実験操作が犯罪不安に影響したかどうかを検討するために、同様の共分散分析を行った。分析の結果、罪種の主効果が有意であることが分かった ($F(2, 356) = 78.760, p < .001, \eta^2_p = .307$)。また、罪種と実験条件の交互作用が有意だった ($F(2, 356) = 3.309, p = .039, \eta^2_p = .018$)。一方、実験条件の主効果は有意ではなかった ($F(2, 174) = 0.407, p = .524,$

$\eta^2_p = .002$)。単純主効果の検定を行ったところ、条件の単純主効果は置き引きでは有意だったものの ($F(1,530) = 4.375, p = .037, \eta^2_p = .025$)、暴行 ($F(1,530) = 0.012, p = .912, \eta^2_p < .001$) と住居侵入 ($F(1,530) = 0.225, p = .635, \eta^2_p = .001$) では有意ではないことが分かった。これらの結果から、主観的確率と同様に、置き引きでのみ実験群の参加者の犯罪不安が統制群の参加者のものより低いことが明らかになった。

事後的な検定力分析 本研究の検定力を確かめるため、G*Power 3.1 (Faul, Erdfelder, Lang, & Buchner, 2007) を使用した検定力分析を行った。サンプルサイズを 180、有意水準を 5% とした場合、主観的確率を従属変数とした共分散分析 ($\eta^2_p = .040$) の検定力 $1-\beta$ は.77 であり、十分妥当な検定力の分析であると考えられた。一方、犯罪不安を従属変数とした分析 ($\eta^2_p = .018$) の検定力は.43 であり、検定力が高いとは言えなかった。そのため、犯罪不安の結果の解釈には注意を要すると言える。

3.2.4 考察

研究 4-1 の目的は、防犯対策の告知がリスク認知や犯罪不安に与える影響を検討することだった。本研究の結果は、置き引きに対する主観的確率と犯罪不安が、実験群の参加者では統制群の参加者より低いことを明らかにした。このことは、防犯対策の告知が主観的確率と犯罪不安を低下させたことを意味し、防犯対策の告知がリスク認知や犯罪不安の原因になるという因果関係の存在を示すものである。告知された対策とは関係しない暴行と住居侵入のリスク認知と犯罪不安に差異が見られなかったことも、この解釈を支持する結果である。

しかしながら、この結果は、防犯対策が犯罪不安を上昇させるとした先行研究とは異なる結果でもある (Bachman et al., 2011; Mayer & Leone, 1999; Schreck & Miller 2003)。本研究と先行研究との差異の原因には 2 つの可能性が考えられる。1 つ目は、先行研究の結果が Schreck & Miller (2003) の指摘する通り、逆の因果であったというものである。つまり、現実場面における防犯対策は高い犯罪不安の結果として実施されていたのであり、防犯対策の告知か

ら始まる実験場面において犯罪不安の変化を観察すれば、人々は対策によってリスクが低下すると考えるので犯罪不安も低下するという結果になるという解釈である。

もう 1 つの可能性は、先行研究と本研究で防犯対策が想定していた罪種の違いが結果に影響したというものである。本研究は置き引きといった被害が比較的軽微な犯罪に対する防犯対策を取り上げた。一方、Schreck & Miller (2003) の行ったような先行研究では、学校での銃乱射事件といった重大な被害が生じる犯罪に対する防犯対策を取り上げている。重大な犯罪に対する対策が行われることが知られると、そのような対策が必要なほど治安が悪いという印象を人々に与えてしまい、そのことが犯罪不安の上昇に繋がると予想されている (Dukes & Hughes, 2004; Hinkle & Weisburd, 2008; Scott, 2002)。しかし、対策が想定する犯罪が軽微なものであれば、対策が必要なほど犯罪が多いという印象を人々が抱いたとしても、被害そのものは軽微であるためさほど不安は喚起されず、対策によって被害が減ると見なされて不安も減少すると考えられる。例えば、銃乱射事件はひとたび発生すれば命を奪われる可能性がある事件であり、対策をしていると知らされてもその結果の重大さや万が一のことを考えて犯罪不安を上昇させてしまうだろう。一方、置き引きは仮に被害にあったとしても失うのは替えのきく財産であり、対策が功を奏さず被害にあってしまう場合を考えても、銃乱射事件よりはリスク認知や犯罪不安を喚起しないだろうと思われる。そして、そのような状態で対策について知らされれば、被害にあう確率が低下するので、犯罪不安も順当に低下すると考えられる。

置き引き対策を想定した防犯対策のみを扱った研究 4-1 の知見だけでは、こうした説明の妥当性を確かめることはできない。本研究と先行研究の結果の差異の原因を明らかとするためには、想定する犯罪の重大さが異なる防犯対策を提示する複数の実験条件を設定し、それぞれの実験参加者の犯罪不安の変化を検討する必要がある。

3.3 研究 4-2：重大な犯罪に対する防犯対策が犯罪不安に与える影響の検討

3.3.1 研究 4-2 の目的

この問題を解決するため、研究 4-2 では、想定する犯罪の異なる防犯対策を実験参加者に提示し、リスク認知と犯罪不安への影響を検討することとした。まず、実験参加者は統制群のほか、軽微な犯罪を想定した防犯対策を提示される軽微防犯群と重大な犯罪を想定した防犯対策を提示される重大防犯群の 3 つのうちいずれかにランダムに割り当てられた。研究 4-2 における軽微防犯群が研究 4-1 での実験群に相当し、防犯対策は軽微な窃盗を想定していた。重大防犯群は研究 4-2 で新しく設定した群であり、重火器による傷害事件を想定したものだ。本研究の仮説では、軽微防犯群の実験参加者は統制群の者よりもリスク認知や犯罪不安が低下し、重大防犯群の実験参加者では増加すると考えられた。

本研究では、研究の目的に合わせ、シナリオの設定も大きく変更した。研究 4-1 では、実験参加者が所属する大学での防犯対策が想定されていた。研究 4-2 では、武器を使用した暴行、特に銃のような武器を使用したものに対する防犯対策を想定する必要があったが、日本ではこのような犯罪は極めて稀であるため (法務省法務総合研究所, 2020)、より現実的なシナリオとするために、実験参加者が海外旅行で訪れたホテルの防犯対策を提示するかたちとした。また、研究 4-2 では研究 4-1 の知見の一般化可能性を確かめるため、大学生以外の年代からも実験参加者を募集することとした。

3.3.2 方法

実験参加者 2021 年 3 月にインターネット調査会社を利用して実験参加者を募集した。調査は全て Web 上で行われた。実験参加者は軽微防犯群 117 名、重大防犯群 105 名、統制群 107 名の計 329 名だった。平均年齢は 46.04 歳 ($SD = 13.76$)で、男性 162 名、女性 167 名だった。男女比と年齢は日本の人口と等しくなるように募集された。

手続き 基本的な手続きは研究 4-1 と同様だった。実験参加者は各々の回答ページにアクセスした後、架空のシナリオを提示された。また、軽微防犯群と重大防犯群の参加者は、そ

それぞれのシナリオに応じた警備員の写真も提示された。それぞれのシナリオと写真は Table 3-2 に示した。

実験参加者はそれぞれのシナリオを読んだ後、窃盗、武器を使わない暴行、武器を使った暴行、自宅への住居侵入に対するリスク認知と犯罪不安を尋ねる項目に回答した。さらに、共変量として海外旅行一般に対するリスク認知と犯罪不安、ホテルの防犯対策の有効性、実験参加者の年齢、性別、過去 5 年間に訪れた外国の数と日数を尋ねられた。

Table 3-2

研究 4-2 で実験参加者に提示した文章と写真

軽微防犯群

あなたは海外旅行に来ており、予約したホテルに到着したところです。あなたは1週間ほど滞在する予定です。このホテルでは警備員が常駐し、建物内を巡回します。



重大防犯群

あなたは海外旅行に来ており、予約したホテルに到着したところです。あなたは1週間ほど滞在する予定です。このホテルでは銃で武装した警備員が常駐し、建物内を巡回します。



統制群

あなたは海外旅行に来ており、予約したホテルに到着したところです。あなたは1週間ほど滞在する予定です。

測定項目 犯罪不安とリスク認知の測定は研究 4-1 と同様の項目を利用して行った。それぞれ、犯罪不安は「あなたは、このホテルに滞在している間、自分がこの犯罪の被害にあう不安がどれくらいありますか」と、主観的確率は「あなたは、このホテルに滞在している間、自分がこの犯罪の被害にあう確率がどのくらいあると思いますか」と、被害の影響の大きさの推定は「あなたは、このホテルに滞在している間、もしこの犯罪の被害にあったらそれが自分の人生に与える影響はどのくらいあると思いますか」と尋ねた。ただし、住居侵入については「このホテルに滞在している間」を「この旅行の期間中」と改めて尋ねた。回答はすべて「1：まったくない」から「6：非常にある」までの 6 件法で求められた。

海外旅行全般におけるリスク認知や犯罪不安が滞在するホテルでのリスク認知や犯罪不安に影響することが予想されたので、海外旅行全般での主観的確率、被害の影響の大きさの推定、犯罪不安も尋ねた。それぞれ、犯罪不安は「あなたは、海外旅行一般について、自分がなんらかの犯罪の被害にあう不安がどれくらいありますか」と、主観的確率は「あなたは、海外旅行一般について、自分がなんらかの犯罪の被害にあう確率がどのくらいあると思いますか」と、被害の影響の大きさの推定は「あなたは、海外旅行一般について、もしなんらかの犯罪の被害にあったらそれが自分の人生に与える影響はどのくらいあると思いますか」と尋ねた。いずれも 6 件法で回答を求められた。

また、共変量として、ホテルの防犯対策の有効性を尋ねた。質問は 1 項目で「このホテルの防犯対策は、犯罪を防ぐのに有効だと思いますか？」と尋ね、「1：まったく有効ではないと思う」から「6：とても有効だと思う」までの 6 件法で回答を求めた。同様に、共変量として年齢と性別のほか、過去 5 年間に訪れた外国の数と日数を尋ねた。実験参加者の訪れた外国の数は 0 から 42 の範囲であり、日数は 0 から 1460 の範囲だった。国の数と日数の幅が広いため、海外渡航経験の有無で二値変数に変換して分析に利用した。

本研究の目的に照らせば、研究 4-2 でも研究 4-1 と同様に、実験参加者がシナリオをきちんと読んでいるか確かめる項目を尋ねるべきであった。しかし、研究 4-2 で使用したシナリオは短く、シナリオの内容を尋ねる項目を作成することが困難だった。そこで、研究 4-2 で

はシナリオを読んでいるかを尋ねるのではなく、Oppenheimer, Mayvis, & Davidenko (2009) の Instructional manipulation check (IMC) を参考にした妥当性チェック項目を利用して回答の妥当性を確かめることとした。これは住居侵入のリスク認知と犯罪不安を尋ねる項目のブロックの中に「この項目は「あまりない」を選択してください」という質問を追加するものだった。分析では、この項目で「あまりない」を選択しなかった実験参加者を除外した。

3.3.3 結果

妥当性チェック 実験参加者がシナリオの内容を理解して回答したことを確かめるため、妥当性を確認する項目に対する回答を検討した。その結果、統制群では 70 名、軽微防犯群では 75 名、重大防犯群では 76 名が正しい回答をできておらず、分析から除外された。また、研究 4-2 と同様の理由で、性別を回答しなかった 3 名も分析から除外された。この結果、最終的なサンプルは合計で 105 名となった。この実験参加者の平均年齢は 46.66 歳 ($SD = 14.46$) であり、男性 56 名、女性 49 名だった。実験参加者を大きく除外したので、研究 4-1 と同様に事後的な検定力分析を行った。

リスク認知への影響 Table 3-3 に条件ごとの要約統計量を示した。実験操作が主観的確率に与えた影響を検討するため、主観的確率を従属変数とし、罪種と実験条件を独立変数とする共分散分析を行った。共変量として海外旅行一般に対する主観的確率、ホテルの防犯対策の有効性認知、年齢、性別、海外渡航経験を加えた。

Table 3-3

研究 4-2 における条件と罪種ごとの要約統計量

		犯罪不安	主観的確率	被害の影響の推定
置き引き	軽微防犯群	3.25 (0.74)	3.18 (0.68)	3.95 (1.11)
	重大防犯群	3.69 (1.26)	3.59 (1.21)	4.48 (1.38)
	統制群	3.25 (0.81)	3.22 (0.68)	3.61 (1.05)
武器を使わない暴行	軽微防犯群	3.23 (0.62)	3.20 (0.61)	4.05 (1.06)
	重大防犯群	3.79 (1.08)	3.76 (1.06)	4.48 (1.18)
	統制群	3.14 (0.76)	3.03 (0.74)	3.64 (1.22)
武器を使った暴行	軽微防犯群	3.35 (0.74)	3.20 (0.72)	4.53 (1.24)
	重大防犯群	3.90 (1.11)	3.79 (1.01)	4.52 (1.41)
	統制群	2.97 (0.65)	3.00 (0.72)	3.89 (1.41)
住居侵入	軽微防犯群	3.15 (0.48)	3.10 (0.30)	4.03 (1.12)
	重大防犯群	3.03 (0.19)	3.00 (0.00)	3.79 (1.05)
	統制群	3.22 (0.49)	3.00 (0.00)	3.78 (1.12)

注. 括弧内は標準偏差を示す。

分析の結果, 罪種 ($F(3, 306) = 6.858, p < .001, \eta^2_p = .063$) と実験条件 ($F(2, 97) = 8.954, p < .001, \eta^2_p = .156$) の主効果がそれぞれ有意であることが分かった。また, 罪種と実験条件の交互作用も有意だった ($F(6, 306) = 4.014, p = .001, \eta^2_p = .073$)。加えて, 共変量のうち防犯対策の有効性 ($F(1, 97) = 4.853, p = .030, \eta^2_p = .048$) と海外旅行一般に対する主観的確率 ($F(1, 97) = 9.496, p = .003, \eta^2_p = .089$) の主効果も有意だった。

単純主効果の検定の結果, 窃盗 ($F(2, 403) = 3.829, p = .023, \eta^2_p = .073$), 武器を使わない暴行 ($F(2, 403) = 10.314, p < .001, \eta^2_p = .175$), 武器を使った暴行 ($F(2, 403) = 11.955, p < .001, \eta^2_p = .198$) での条件の単純主効果は有意だった。一方, 住居侵入では有意ではなかった ($F(2, 403) = 0.208, p = .812, \eta^2_p = .004$)。また, Holm 法による多重比較を行ったところ, 窃盗に対する主観的確率は, 重大防犯群がほかの 2 つの群より有意に高かった (重大防犯群 vs. 統制群: $t(403) = 2.264, p = .024, d = 0.819$; 重大防犯群 vs. 軽微防犯群; $t(403) = 2.595, p = .010, d = 0.918$)。武器を使わない暴行 (重大防犯群 vs. 統制群: $t(403) = 4.384, p < .001, d = 1.587$; 重大防犯群 vs. 軽微防犯群; $t(403) = 3.466, p = .001, d = 1.226$) と武器を使った暴行 (重大防犯

群 vs. 統制群: $t(403) = 4.744, p < .001, d = 1.717$; 重大防犯群 vs. 軽微防犯群: $t(403) = 3.670, p < .001, d = 1.298$) でも同様の結果だった。それ以外の群間の差は有意ではなかった。また、住居侵入では群間に有意な差はなかった (all p 's > .05)。

これらの結果は、銃で武装した警備員による巡回が実験参加者の主観的確率を上昇させたことを示している。ただし、ホテルの防犯対策と関係しない自宅への住居侵入に対する主観的確率は影響を受けなかった。

次に、被害の影響の大きさの推定への影響を検討するため同様の共分散分析を行った。分析の結果、罪種 ($F(3, 306) = 7.409, p < .001, \eta^2_p = .068$) と実験条件 ($F(2, 97) = 5.483, p = .006, \eta^2_p = .102$) の主効果が有意だった。2つの間の交互作用も有意だった ($F(6, 306) = 3.571, p = .002, \eta^2_p = .065$)。共変量のなかでは海外旅行一般に対する被害の影響の大きさの推定の主効果が有意だった ($F(1, 97) = 150.817, p < .001, \eta^2_p = .609$)。

単純主効果の検定の結果、窃盗 ($F(2, 403) = 7.756, p < .001, \eta^2_p = .138$)、武器を使わない暴行 ($F(2, 403) = 6.837, p = .001, \eta^2_p = .124$)、武器を使った暴行 ($F(2, 403) = 4.118, p = .017, \eta^2_p = .078$) では条件の単純主効果は有意だった。一方、住居侵入では有意ではなかった ($F(2, 403) = 0.111, p = .895, \eta^2_p = .002$)。また、Holm法による多重比較を行ったところ、窃盗に対する被害の影響の大きさの推定は、重大防犯群がほかの2つの群より有意に高かった (重大防犯群 vs. 統制群: $t(403) = 3.756, p < .001, d = 1.289$; 重大防犯群 vs. 軽微防犯群: $t(403) = 3.105, p = .002, d = 1.042$)。武器を使わない暴行でも同様だった (重大防犯群 vs. 統制群: $t(403) = 3.630, p < .001, d = 1.246$; 重大防犯群 vs. 軽微防犯群: $t(403) = 2.640, p = .009, d = 0.886$)。武器を使った暴行では、重大防犯群の被害の影響の大きさの推定が統制群のものより有意に高かった ($t(403) = 2.649, p = .008, d = 0.909$)。これ以外の群間に有意な差はなかった。また、住居侵入でも群間に有意な差はなかった (all p 's > .05)。

これらの結果は、銃で武装した警備員による巡回が、主観的確率同様、被害の影響の大きさの推定も上昇させることを示している。また、ホテルの防犯対策が関係しない自宅への住居侵入に対する影響はなかった点も同様であった。

犯罪不安への影響 実験操作の犯罪不安への影響を検討するため、同様の共分散分析を行った。分析の結果、罪種 ($F(3, 306) = 4.415, p = .006, \eta^2_p = .041$) と実験条件 ($F(2, 97) = 10.082, p < .001, \eta^2_p = .172$) の主効果と交互作用 ($F(6, 306) = 4.909, p < .001, \eta^2_p = .088$) がそれぞれ有意だった。共変量のなかでは防犯対策への有効性認知 ($F(1, 97) = 5.248, p = .024, \eta^2_p = .051$) と海外旅行一般に対する犯罪不安 ($F(1, 97) = 28.485, p < .001, \eta^2_p = .227$) の主効果が有意だった。

単純主効果の検定の結果、窃盗 ($F(2, 403) = 5.209, p = .006, \eta^2_p = .097$)、武器を使わない暴行 ($F(2, 403) = 9.181, p < .001, \eta^2_p = .159$)、武器を使った暴行 ($F(2, 403) = 14.519, p < .001, \eta^2_p = .230$) では条件の単純主効果がそれぞれ有意だった。一方、住居侵入では有意ではなかった ($F(2, 403) = 0.387, p = .680, \eta^2_p = .008$)。Holm 法による多重比較の結果、窃盗に対する犯罪不安は重大防犯群でほかの 2 群より有意に高いことが明らかになった (重大防犯群 vs. 統制群: $t(403) = 2.673, p = .008, d = 1.025$; 重大防犯群 vs. 軽微防犯群: $t(403) = 3.003, p = .003, d = 1.127$)。また、武器を使わない暴行でも同様の結果だった (重大防犯群 vs. 統制群: $t(403) = 3.855, p < .001, d = 1.478$; 重大防犯群 vs. 軽微防犯群: $t(403) = 3.729, p < .001, d = 1.398$)。武器を使った暴行でも、重大防犯群の犯罪不安はほかの 2 群より有意に高かった (重大防犯群 vs. 統制群: $t(403) = 5.344, p < .001, d = 2.048$; 重大防犯群 vs. 軽微防犯群: $t(403) = 3.608, p < .001, d = 1.352$)。加えて、軽微防犯群の犯罪不安は統制群より高かった ($t(403) = 1.966, p = .050, d = 0.693$)。それ以外の群間に有意な差はなかった。住居侵入に対する犯罪不安にも群間に有意な差はなかった (all p 's $> .05$)。

これらの結果から、リスク認知と同様に、銃で武装した警備員による巡回が犯罪不安を上昇させていることが明らかになった。また、ホテルの防犯対策と関係しない住居侵入に対する犯罪不安に影響がない点も同様だった。

事後的な検定力分析 本研究の分析の検定力を検討するため、G*Power 3.1 を用いて事後的な検定力分析を行った。本研究のサンプルサイズを 105 名とし、有意水準を 5% とした場合、最も効果量の小さい被害の影響の大きさの推定を従属変数とする共分散分析 (η^2_p)

=.102) の検定力 $1-\beta$ は.87 だった。このことから、本研究の分析には十分な検定力があると考えられる。

3.3.4 考察

研究 4-2 の目的は、防犯対策が想定する犯罪の違いによってリスク認知と犯罪不安への影響に差異があるかを検討することだった。分析の結果、重大防犯群の実験参加者はリスク認知と犯罪不安を統制群の実験参加者より上昇させていた。これは、重大な犯罪に対する防犯対策がリスク認知や犯罪不安をかえって上昇させてしまうという仮説を支持する結果であり、先行研究と一貫する結果でもある (cf. Schreck & Miller, 2003)。また、研究 4-1 と同様に、防犯対策がリスク認知や犯罪不安の原因になるという因果関係も示された。

一方、軽微防犯群の実験参加者のリスク認知や犯罪不安は統制群の実験参加者と有意な差がなかった。これは仮説に反する結果であり、研究 4-1 の結果とも一貫しないように見える。この理由は、研究 4-1 と研究 4-2 で防犯対策の内容が異なっていたためであると考えられる。双方のシナリオでは警備員による巡回を行うことになっており、研究 4-1 と実験群と研究 4-2 の軽微防犯群が同様の実験状況であると仮定していた。しかし、実際には、この 2 つの条件には警備員について無視できない差異があった。研究 4-1 に登場する警備員は大学に雇用された者であることが察せられ、実験参加者にとっては同じ大学の関係者という内集団の者だった。一方、研究 4-2 に登場する警備員はホテルに雇用された者であり、実験参加者にとっては見知らぬ第三者にすぎなかった。このため、研究 4-2 の警備員は研究 4-1 の警備員に比べて信頼されておらず、そのことが結果に影響した可能性がある。

この説明は、community policing に関する研究 (cf. Hinkle & Weisburd, 2008; Scott, 2002) の知見から導くことができる。例えば、Hinkle & Weisburd (2008) は防犯対策が地域の反応を考慮することで成功を収めることができると指摘している。事実、地域社会と直接かわらず信頼関係を築くことのない防犯対策はかえって犯罪不安を増幅させる傾向にあり (Bachman et al., 2011; Hinkle & Weisburd, 2008; Mayer & Leone, 1999; Schreck & Miller, 2003),

一方、地域住民と直接かかわる防犯対策は犯罪不安を減らすことができている (Adams, Rohe, & Arcury, 2005; Johnson et al., 2018; Lee & Michael, 1982)。

本研究では警備員に対する信頼を測定していないため、これらの説明の妥当性を判断することはできない。今後の研究では、防犯対策を行う主体に対する信頼という側面からも検討する必要があるだろう。しかし、本研究の結果は研究 4-1 と異なる点もあったものの、防犯対策が犯罪不安の原因となることを明らかにした点では共通しており、また、防犯対策の内容が犯罪不安に与える影響を変化させることも示すことができたのは重要である。

3.4 本章の総括

本章では、現実場面に即した犯罪不安の生起過程として、防犯対策と犯罪不安の関連を取り上げた。そして、研究 4-1 では置き引きを想定した防犯対策の告知が主観的確率と犯罪不安を低下させることを明らかにした。一方、研究 4-2 では、重大な犯罪に対する防犯対策の告知がリスク認知と犯罪不安を上昇させることを明らかにした。

本章で報告した研究の結果は、これまで明らかになっていなかった、防犯対策と犯罪不安の直接的な因果関係を支持するものである。先行研究の多くは防犯対策と犯罪不安の関連について一時点の相関研究にとどまっており、知見の解釈は逆の因果など異なった解釈の余地を残すものであった。本研究の結果は、犯罪不安の増減の方向性は別としても、防犯対策が犯罪不安の変化の原因となるという因果関係を明らかにした。このことは、先行研究の知見を拡張するものである。本章の知見により今後の研究では、防犯対策が犯罪不安の原因になるという因果関係を前提として議論を行うことができるようになるだろう。

本章で報告した知見の中で特に重要なのは、防犯対策が想定する犯罪によって、犯罪不安に対する影響が異なるという点である。研究 4-1 と研究 4-2 が示すように、軽微な犯罪に対する防犯対策は犯罪不安を減少させるか、少なくとも上昇させなかった。一方、重大な犯罪に対する防犯対策は犯罪不安を上昇させた。このことは、高い犯罪不安による悪影響を懸念する立場からも重要な結果である。通常、防犯対策は、費用対効果やニーズの側面から、よ

り重大な犯罪に対して行われると考えられる。例えば、性犯罪者を刑務所から出所した後も監視する、いわゆるミーガン法に類する対策は子供への性暴力を防ぐために導入が議論された (浜井, 2009; 松井, 2007)。また、少年法の厳罰化や医療観察法も重大な事件を契機に議論されてきた (芹沢, 2006)。このような背景から、防犯対策の多くは、告知の際に人々の犯罪不安を増加させてしまう危険性があると言える。犯罪不安そのものが人々の防犯に貢献するという根拠に乏しいこともあわせて考えれば (柴田・森永, 2019)、防犯対策によって犯罪不安が増加することは避けなければならない。

犯罪不安を増加させない防犯対策という観点からも、本章の知見は重要である。本章の知見は、軽微な犯罪に対する防犯対策が犯罪不安を上昇させないことを明らかにしたが、これは防犯対策の告知方法や形式などによって、防犯対策の悪影響を防止できる可能性があることを示唆している。前節では、防犯対策を行う主体への信頼性が影響している可能性を指摘したが、このことが事実であれば、仮に重大な犯罪に対する防犯対策であっても、対策を行う主体への信頼を十分に得ることができれば犯罪不安の上昇を防ぐことができるかもしれない。今後の研究では、防犯対策によって犯罪不安への影響が異なる原因を詳細に検討するとともに、それらの知見を援用し、現実場面における防犯対策が人々の犯罪不安を上昇させてしまうのを防ぐ方法を考案する必要がある。

しかしながら、研究 4-1 と研究 4-2 には重大な制約も存在する。それは、双方ともに多くの実験参加者が妥当性チェックの項目に正しく回答できず、分析から除外されてしまったという点である。本研究では事後的な検定力分析も行っているものの、実験参加者の大幅な除外が結果に影響を与えた可能性は否定できない。三浦・小林 (2015) や Revilla & Ochoa (2015) も報告しているように、インターネットを介した調査では本研究で見られた程度の規模の脱落は決して珍しいものではない。とはいえ、多数の実験参加者が正しく回答できなかった背景には、実験手続きの問題もあるといえるだろう。本研究の知見だけではこうした脱落の原因は定かではないが、今後の研究ではインターネットを介さない方法で調査を行い実験参加者の集中を担保するなどして、脱落を減らす必要があるだろう。

第4章 総合考察

4.1 本稿の知見の総括

本稿の目的は、実験手続きを用いることで犯罪不安の生起過程を因果関係の面から明らかにすることだった。まず、本研究のそれぞれの結果を概観する。

研究1では、先行研究が犯罪不安の測定に使用している罪種の選定が恣意的であるという問題を解決するため、リスク認知と犯罪不安から日本の刑法犯を分類した。その結果、日本の主要な刑法犯27種類は典型犯罪群、軽微犯罪群、凶悪犯罪群、非典型犯罪群の4つに分類されることが明らかになった。

研究2では、主観的確率と犯罪不安の因果関係が明らかになっていないという問題を解決するための実験を行った。実験手続きとして、傷害事件の認知件数を実験参加者に提示することで主観的確率を操作し、そのことが犯罪不安に影響するかを検討した。その結果、情報を提示された実験群の実験参加者は主観的確率が低下し、犯罪不安も低下した。このことから、主観的確率が犯罪不安の原因になるという因果関係が支持された。また、時間に伴う犯罪不安の変化が検討されていないという問題を解決するため、情報提示の効果が1か月後まで持続するかも検討したが、実験参加者の主観的確率や犯罪不安は1か月後には情報提示前と有意差のない水準にまで戻っていた。

研究3では、被害の影響の大きさの推定と犯罪不安の因果関係が明らかになっていないという問題を解決するための実験を行った。実験手続きとして、暴力事件で被害者が負う怪我の程度の情報を提示することで被害の影響の大きさの推定を操作し、そのことが犯罪不安に影響するかを検討した。しかし、情報を提示しても実験群の参加者の被害の影響の大きさの推定は有意な変化をしなかった。構造方程式モデリングによる分析の結果、被害の影響の大きさの推定が減少すれば犯罪不安も減少する可能性が示唆されたものの、実験操作によって被害の影響の大きさの推定を変化させられなかったことから、当初の目的である因果関係の立証には至らなかった。

研究 4-1 では、防犯対策と犯罪不安の因果関係が検討されていないという問題を解決するため、防犯対策を実施するという告知が犯罪不安に与える影響を検討した。実験参加者の通う大学で置き引き対策に見回りを行うという告知を行った結果、その告知を示された実験群の参加者は主観的確率と犯罪不安を低下させた。この結果は、防犯対策の告知がリスク認知や犯罪不安に影響するという因果関係を明らかにしたものである。しかし、防犯対策が犯罪不安を上昇させるという先行研究の指摘とは矛盾する結果でもあった。

研究 4-2 では、研究 4-1 の結果と先行研究の結果が異なる原因を明らかにするため、防犯対策が想定する犯罪の違いに着目した。軽微な犯罪を想定した対策と重大な犯罪を想定した対策の告知をそれぞれの実験参加者に提示し、リスク認知や犯罪不安への影響を検討した。その結果、重大な犯罪を想定した対策の告知を提示された実験参加者はリスク認知や犯罪不安を上昇させた。一方、軽微な犯罪に対する対策を提示された実験参加者は、防犯対策を提示されなかった実験参加者と同様に、リスク認知や犯罪不安を変化させなかった。このことは、重大な犯罪を想定した対策が、人々に治安の悪化を印象付け、そのことがリスク認知や犯罪不安の上昇に繋がるという先行研究の指摘を支持するものである。反対に、対策の想定する犯罪が軽微であれば、犯罪不安を上昇させずに済むことも示唆している。

4.2 本研究の意義

4.2.1 本研究の理論的意義

本研究の理論的意義として最も重要なのは、因果関係の側面から犯罪不安の生起過程を明らかにした点である。従来の研究は、犯罪不安がリスク認知によって導かれると指摘してきたが、そのことを因果関係として確かめられていなかった (cf. Jackson, 2011, 2015; 島田他, 2004)。そのため、多くの研究は根拠に乏しいまま、リスク認知が犯罪不安を導くと主張し、そのことを前提に自らの結果を解釈してきた。観察データから因果関係を推論することは難しく (cf. 黒木, 2017)、疑似相関などの可能性を排除できない。また、性別や年齢といった要因や犯罪不安との関連を議論する研究の中には、これらの要因がリスク認知を上昇さ

せるために犯罪不安と結びつく」と主張するものもあるが (cf. Choi & Merlo, 2020; Kappes et al., 2013), こうした研究もリスク認知と犯罪不安の因果関係を前提としながら, その根拠を明確には示せていなかった。

本研究は, 実験手続きを用いることで, リスク認知と犯罪不安の因果関係を明らかにした。そのことで, 先行研究の知見も疑似相関ではなく, 先行研究が主張するように因果関係があると論じることが可能になり, 年齢や性別といった要因と犯罪不安との関連を考察する際にも, リスク認知との因果関係を踏まえて議論することが可能となった。また, 今後の研究でもリスク認知を犯罪不安の原因とするモデルを前提として議論することが可能となった。そのため, 本稿の研究 4-1 や研究 4-2 のように, リスク認知と犯罪不安の因果関係を前提とした仮説を組み立て, それに基づいて研究を行うことができるようになった。このように, リスク認知と犯罪不安の因果関係を明らかにしたことは, これまでの犯罪不安研究の議論を改めて支持すると同時に, 理論的基盤を整えることで今後の犯罪不安研究の発展に貢献するものである。

加えて, 本研究は多くの刑法犯を分類することによって, 従来の研究 (cf. Greve et al., 2017; Kappes et al., 2013) が測定に使用していた罪種に一貫性がなく恣意的であるという問題の解決にも貢献した。本研究は日本の刑法犯 27 種類を 4 つの群に分類することで, 犯罪不安の測定に使用する罪種の選定に一定の基準を与えた。このことで, 例えば 4 つの群から 1 つずつ罪種を選んで尋ねた犯罪不安が, 日本の刑法犯全般への印象を反映していると一定の根拠をもって論じることが可能になった。また, ある犯罪に対する不安の結果が, 同じ群の犯罪にもみられるだろうといった推測も根拠をもって議論することが可能となった。このような推測は今後の研究で確かめられる必要があるものの, 明確な基準を示すことで根拠なく議論していた状態を解消することができる。

罪種の分類は, これまでの犯罪不安研究の知見の整理し, 今後の知見の考察を深める一助となると思われる。これまでの犯罪不安研究は, 犯罪不安の測定に使用する罪種の選定基準が不明確であったため, 研究間に知見の相違があっても, それが測定に起因するものであ

るのか、あるいは別の原因があるのか判断することができなかった。しかし、罪種を分類し犯罪不安の測定に使用する基準とすることで、このような問題を回避することができる。例えば、同様の基準に従い罪種を選定した研究間で結果が異なれば、その差異は測定方法以外の原因によるものであると考えることができる。一方、本研究の分類に照らして、ある研究では典型犯罪群の犯罪を中心に測定に使用し、別の研究では凶悪犯罪群の犯罪を中心に使用していたとすれば、結果の相違は測定の違いによるものであるかもしれないと予想することができる。これまでも、犯罪の種類に着目して犯罪不安への影響を議論するものはあったが (cf. 島田他, 2004), 本研究の分類により、より明確な基準と根拠を持って議論が可能となる。

罪種の分類は本研究の議論にも影響を与えている。研究 2 では実験操作の対象とした傷害のほか、各群から 1 つずつ罪種を選定して犯罪不安の測定とした。そして、傷害事件の認知件数を提示することがこれら 4 つの犯罪に対する犯罪不安も低下させることを明らかにした。この結果は、1 つの犯罪に対する情報提供の影響がほかの犯罪にも波及することを示唆するものであるが、全ての群からまんべんなく罪種を測定したことで、こうした波及効果が広く様々な犯罪に及ぶことが明らかになった。また、後述する本研究の限界において、明らかにした知見の適用範囲を測定に使用した罪種から論じたが、こうした限界を論じることができるのは、明確な基準をもとに測定に使用する罪種を決定したためである。こうした基準がなければ、本研究の知見がどの程度の犯罪にまで援用できるのか議論することはできなかった。

最後に、研究 4-1 と研究 4-2 において、より現実場面に近い状況下での犯罪不安の変化を因果関係の側面から明らかにした点が理論的意義として挙げられる。犯罪不安の生起モデルでは、リスク認知を変化の出発点としているものが多い (cf. Jackson, 2015; 島田他, 2004)。しかし、現実場面では、人々は様々な刺激を受け取り、それがリスク認知を変化させることで犯罪不安に影響を与えていると思われる。そうしたリスク認知や犯罪不安に影響する刺激のひとつに防犯対策が挙げられる。従来の研究は、防犯対策と犯罪不安の間に関連がある

ことを指摘しているものの、一時点の相関研究にとどまっており、その因果関係や変化のプロセスは検討できていなかった (cf. Schreck & Miller, 2003)。本研究は実験手続きを用いることで、この因果関係を明らかにし、防犯対策と犯罪不安の関連が Schreck & Miller (2003) が懸念するような逆の因果に基づくものではないことを示した。この結果は、相関分析によって、防犯対策が犯罪不安に影響すると主張してきた先行研究を支持するものである。

4.2.2 本研究の実務的意義

本研究の実社会に対する貢献は、第1に、犯罪不安の生起過程を明らかにしたことで、過度な犯罪不安に対する介入方法を検討する端緒を与えたという点である。高い犯罪不安が心身の健康などに悪影響を与えると指摘されており (cf. Foster et al., 2016; Jackson & Stafford, 2009)、これを低減させる方法を考案することは重要である。しかしながら、犯罪不安がどのような原因で上昇するのか、その過程すら明らかになっていない状態では、介入方法を検討することは不可能である。本研究は、犯罪不安がリスク認知を原因とすることを明らかにしたことで、介入方法の検討の第一歩を踏み出すことに貢献する。本研究の結果は、リスク認知を低下させることで犯罪不安も低減させられることを示している。犯罪不安への介入方法を考える際には、リスク認知に焦点を当て、これに介入することで犯罪不安への介入を達成することができると考えられる。例えば、市民への犯罪に関する情報を提供する際に、その地域での犯罪発生件数やそこから算出される被害確率を示すことで犯罪不安を低下させられると考えられる。

もう1つの実社会に対する貢献は、犯罪不安の生起過程の検討を通じて、より現実場面に近い状況における犯罪不安の変化を観察したことである。研究2と研究3で実験参加者に提示した情報にはデセプションが含まれておらず、統計として正しい情報のみを提示していた。そして、研究2では統計情報の提供が犯罪不安の低下に繋がった。このことは、現実場面において、統計情報の提供が高い犯罪不安への介入として一定の効果を持つことを示唆している。実際に市民への情報提供を行う際には、虚偽を含む情報を提示することは不可

能であると考えられるため、事実に即した情報に犯罪不安への影響力があることが明らかになったことは、犯罪不安への介入方法を検討する際に重要な知見となる。また、研究 2 では、1 つの罪種に対する情報提供がほかの罪種へ波及することも明らかになった。実際の情報を提供することが人々の犯罪不安のどの範囲にまで影響を及ぼすかを明らかにしたことは、情報提供による犯罪不安への介入を検討する際に有力な手掛かりになるだろう。例えば、本研究の知見からは、様々な犯罪に対し不安を抱いている市民に情報を提供する際にも、すべての犯罪についての情報を提供する必要はなく、代表的な犯罪についての情報を提供すれば犯罪不安の低減がそれ以外の犯罪でも起こると期待できる。同時に、こうした情報提供は過剰な不安を低下させるだけでなく、被害が増加しており警戒を呼び掛けたい犯罪にも不安が低下する効果が波及してしまい、過度な楽観視が生じる恐れもある。

加えて、研究 4-1 と研究 4-2 では、防犯対策の告知が犯罪不安に与える影響を検討したことで、現実場面で人々が目にするだろう刺激が犯罪不安に影響する過程を因果関係として明らかにした。本研究は、重大な犯罪に対する防犯対策が犯罪不安の原因になり得ることを示したことで、現実場面においても防犯対策が犯罪不安を煽る恐れがあることを明らかにした。一方、軽微な犯罪に対する防犯対策が犯罪不安を上昇させないことも明らかになっており、この結果は、防犯対策の内容や伝え方によっては犯罪不安への悪影響を避けることが可能であることも示唆している。防犯対策によって犯罪不安が上昇してしまうことは避けなければならないことから、本研究の知見をもとに、人々の情緒的な反応の面からも好ましい防犯対策の方法を考案する必要があると言えるだろう。

4.3 本研究の制約と今後の展望

4.3.1 因果関係のさらなる検討の必要性

本研究にはいくつかの制約が存在する。まず、研究 2 では実験手続きを用いた検討を行い、主観的確率の低下に伴って犯罪不安が低下したと議論した。しかし、この結果は犯罪不安の低下に伴って主観的確率が低下したと逆の因果関係で解釈できる余地を残すものであ

る。研究2では媒介分析を用い、実験操作が犯罪不安を低下させたのではなく主観的確率の変化を介して犯罪不安に影響を与えていることを示したものの、主観的と犯罪不安を測定したタイミングは同じである。本研究が犯罪不安研究における実験的な検討の不足への批判から始まっていることを踏まえれば、統計分析による推論で因果関係の議論をよしとしてしまうことは好ましくない。今後の研究では、主観的確率の変化によって犯罪不安の変化が起こったと時系列的に解釈できるような手続きを用いて因果関係の検討を続ける必要があるだろう。

また、本研究が目的としていた犯罪不安の生起過程の検討が、被害の影響の大きさの推定に関しては十分にできなかったという問題もある。研究3では、当初予定していた実験操作がうまくいかず、被害の影響の大きさの推定を変化させることができなかった。同様の手続きを用い、別の情報を提供することで被害の影響の大きさの推定の操作を試みた柴田(2021)でも操作は成功していない。先行研究は被害の影響の大きさの推定も犯罪不安の原因となることを指摘しており (cf. Jackson, 2015), リスク認知と犯罪不安の因果関係を検討するという本稿の目的に照らしても、重要な要因の1つとの因果関係が明らかでないままの状況は好ましくない。

研究3や柴田(2021)は、犯罪不安への介入という観点から、統計や実在する制度に沿った情報を提供していた。こうした情報提供では被害の影響の大きさの推定を変化させることができなかったが、研究3における構造方程式モデリングによる分析では、十分にリスク認知を変化させることができれば犯罪不安も変化する可能性があることが示唆されている。これらのことから、研究3で提示した情報は被害の影響の大きさの推定を変化させるには十分なインパクトがなかったと思われる。今後の研究では、実際の情報の影響力を検討するという視点から因果関係の検討に重点を移し、デセプションを含むある種極端な情報を提示して被害の影響の大きさの推定を操作するといった方法を用いることでリスク認知の操作を行う必要があるだろう。

一方で、研究3の結果は、被害の影響の大きさの推定に焦点を当てた介入が困難であるこ

とを示唆するものでもある。実際に犯罪不安へ介入する場面では、人々に提示できる情報のインパクトには限界がある。介入方法を考える際には、より容易に操作が可能な主観的確率に焦点を当てるべきであろう。

被害の影響の大きさの推定に関連して、本研究ではリスク認知の2つの側面を1つずつ個別に操作したが、双方の側面に関連する情報を同時に提供した場合に犯罪不安がどのような変化をみせるのかは検討できていないという限界もある。主観的確率も被害の影響の大きさの推定も犯罪不安に影響するのであれば、素朴に考えれば、その2つを同時に低下させれば1つを操作する場合よりも犯罪不安がより低下すると予想できる。一方で、リスク認知や犯罪不安を扱ったものではないものの、統計情報と事例情報を組み合わせて提示すると情報提示の効果が低下すると指摘する研究もある (Small, Loewenstein, & Slovic, 2007)。情報を提示して犯罪不安に介入することを考えれば、複数の情報を組み合わせて提示することは困難ではなく効果が高まるのであれば実施すべきだが、効果が低減してしまうのであれば行うべきではないと言える。このように、情報を組み合わせて提示した際の犯罪不安への影響を検討することは実務上の意義があるが、そのような観点から検討を行った研究は筆者の知る限り存在しない。今後の研究では、組み合わせのような情報提示のパターンによる犯罪不安への影響も検討する必要があるだろう。

4.3.2 多様な罪種に基づく検討の必要性

本研究はリスク認知と犯罪不安の因果関係を検討したものであるが、その検討は限られた罪種に対するものであるという制約も存在する。研究2で提示したのは典型犯罪群に属する傷害に関する情報であり、研究4-1や研究4-2で防犯対策が想定していた置き引きや暴行も典型犯罪群に属する。本研究は典型犯罪群において、犯罪不安に関する様々な因果関係を検討したが、軽微犯罪群や凶悪犯罪群など、典型犯罪群以外に属する犯罪に対する不安についての検討は十分であるとは言えない。法務省法務総合研究所 (2020) によれば、一般刑犯のなかで認知件数が特に多いのは、窃盗を除けば器物損壊や乗り物盗といった軽微犯

罪群に属する犯罪である。また、件数は少ないとしても、社会的なインパクトが強く事件をきっかけに規模の大きな対策が議論されやすい側面を考えれば (松井, 2007; 芹沢, 2006), 殺人や強姦といった凶悪犯罪群に属する犯罪に対する不安も、典型犯罪群の犯罪に対する不安と同様の生起過程を辿るのか検討することも重要である。典型犯罪群で主観的確率と犯罪不安の因果関係がみられた以上、その他の罪種でも同様に因果関係がみられると推測できるが、因果関係を確立するという本研究の目的に照らせば、やはり、その他の罪種での因果関係も実験手続きによって明らかにされるのが好ましいと思われる。

また、研究1では日本の刑法犯を分類したが、これはあくまで法律上の定義に従って選ばれたものであり、特別法犯や交通犯罪を扱っていないという問題もある。近年は煽り運転のような交通犯罪に対する注目が集まっているほか (日本経済新聞, 2019), 薬物依存症の当事者を支援する団体とその団体が建設を目指す施設の近隣住民とのコンフリクトも発生している (毎日新聞, 2021)。こうした現象も犯罪不安が関連していると考えられ、一般刑法犯にとどまらない検討の必要性がうかがえる。

加えて、本研究の分類は日本の犯罪のみを扱ったものであり、海外の犯罪について犯罪不安を測定するにはどのように罪種を選定すべきかの基準を示すものではないという限界もある。本研究で分類を行ったのは、先行研究の罪種選定の基準が不明確であり、一貫しない知見について議論することが困難だからであった。そうした研究の多くは日本国外で行われたものであり、犯罪の法律上の定義などは日本と大きく異なる場合もある。本研究では刑法犯が4つの群に分類されたが、海外においては群の数も含めてどのような分類がなされるかは不明である。今後は、海外の犯罪がどのように分類されるか、日本の犯罪が海外の犯罪とどのように対応するかなども検討を進めることで、異なる国家や文化の間での犯罪不安の特徴を整理する必要がある。

4.3.3 高い犯罪不安への介入方法の検討の必要性

本研究が犯罪不安の生起過程を検討したのは、高い犯罪不安への介入方法の検討の端緒

とするためでもあった。そのため、今後の研究では、本研究の知見をもとに、高い犯罪不安へ効果的に介入するための方法を検討していく必要がある。

本研究は、研究2において、認知件数に関する情報を提示することが犯罪不安の低下に繋がることを明らかにした。しかし、この変化はごく短期間に限られたものであり、1か月後には犯罪不安が元の水準に戻ってしまうことも明らかになった。このことから、より効果の高い介入方法を考案するためには、介入の効果を持続させる要因を明らかにすることが重要だと思われる。高い犯罪不安によって生じる心身の健康への悪影響を防ぐためには、介入の効果が長期間持続するのが望ましい。介入それ自体は、情報を提示するといったコストのかからない方法で可能であることが本研究から明らかになった。しかし、すぐに情報が忘却され犯罪不安が元に戻るのであれば介入を行う意味がない。

もっとも、効果を長期間持続させるためには強い介入が必要と考えられ、それほどの介入を行うべきかは倫理的な側面や費用対効果の側面からも検討を行うべきである。特に、高い犯罪不安が精神的健康などに悪影響を及ぼすと指摘している研究は数多くあるものの (cf. Jackson & Stafford, 2009; Kitchen & Williams, 2010; Vauclair & Bratanova, 2017), どの程度の犯罪不安なら適応的であるといえるのか、あるいは少なくとも不適応的でないといえるのかについては議論が不足しているといえる。犯罪不安が人々に与える悪影響を減じるという観点からは、どのように犯罪不安を下げるのかだけではなく、どの程度下げるべきかも検討する必要があるだろう。

引用文献

- Adams, R. E., Rohe, W. M., & Arcury, T. A. (2005). Awareness of community-oriented policing and neighborhood perceptions in five small to midsize cities. *Journal of Criminal Justice, 33*, 43-54. <https://doi.org/10.1016/j.jcrimjus.2004.10.008>
- 荒井 崇史・藤 桂・吉田 富士雄 (2010). 犯罪情報が幼児を持つ母親の犯罪不安に及ぼす影響. *心理学研究, 81*, 397-405. <https://doi.org/10.4992/jjpsy.81.397>
- Bachman, R., Randolph, A., & Brown, L., B. (2011). Predicting perceptions of fear at school and going to and from school for African American and white students: The effects of school security measures. *Youth & Society, 43*, 705-726. <https://doi.org/10.1177/0044118X10366674>
- Chadee, D., & Ditton, J. (2003). Are older people most afraid of crime? Revisiting Ferraro and LaGrange in Trinidad. *British journal of criminology, 43*, 417-433.
- Choi, J., & Merlo, A. V. (2020). Gender identification and the fear of crime: Do masculinity and femininity matter in reporting fear of crime? *Victims & Offenders, 16*, 126-147. <https://doi.org/10.1080/15564886.2020.1787282>
- Dukes, R. L., & Hughes, R. H. (2004). Victimization, citizen fear, and attitudes toward police. *Free Inquiry in Creative Sociology, 32*, 51-58.
- Eva, K. (2019). The relationship between fear of crime and risk perception across Europe. *Criminology & Criminal Justice, 19*, 197-214. <https://doi.org/10.1177/1748895818757832>
- Faul, F., Erdfelder, E., Lang, AG., & Buchner, A. (2007). G*power 3: A flexible statistical power analysis program for the social, behavioral, and biomedical sciences. *Behavior Research Methods, 39*, 175-191. <https://doi.org/10.3758/BF03193146>
- Ferraro, K. (1995). *Fear of crime: Interpreting victimization risk*. New York: SUNY press.
- Forgas, J. (1980). Images of crime: A multidimensional analysis of individual differences in crime perception. *International Journal of Psychology, 15*, 287-299.

<https://doi.org/10.1080/00207598008246998>

Foster, S., Hooper, P., Knuiman, M., & Giles-Corti, B. (2016). Does heightened fear of crime lead to poorer mental health in new suburbs, or vice versa? *Social Science & Medicine*, *168*, 30-34.

<https://doi.org/10.1016/j.socscimed.2016.09.004>

Groff, E. R., Kearley, B., Fogg, H., Beatty, P., Couture, H., & Wartell, J. (2005) A randomized experimental study of sharing crime data with citizens: Do maps produce more fear? *Journal of Experimental Criminology*, *1*, 87-115.

Greve, W., Leipold, B., & Kappes, C. (2017). Fear of crime in old age: A sample case of resilience? *Journals of Gerontology: Series B*, *gbw169*, 1-9.

<https://doi.org/10.1093/geronb/gbw169/2770513>

Guedes, I. M. E. S., Domingos, S. P. A., & Cardoso, C. S. (2018). Fear of crime, personality and trait emotions: An empirical study. *European Journal of Criminology*, *15*, 658-679.

<https://doi.org/10.1177/1477370817749500>

Hale, C. (1996). Fear of crime: A review of the literature. *International Review of Victimology*, *4*, 79-150. <https://doi.org/10.1177/026975809600400201>

浜井 浩一 (2009). 2円で刑務所, 5億で執行猶予 光文社

Hinkle, J. C., & Weisburd, D. (2008). The irony of broken windows policing: A micro-place study of the relationship between disorder, focused police crackdowns and fear of crime. *Journal of Criminal Justice*, *36*, 503-512. <https://doi.org/10.1016/j.jcrimjus.2008.09.010>

法務省法務総合研究所 (2017). 犯罪白書 (平成 29 年版) 国立印刷局

法務省法務総合研究所 (2019). 犯罪白書 (令和元年版) 国立印刷局

法務省法務総合研究所 (2020). 犯罪白書 (令和 2 年版) 国立印刷局

Hughes, P. P., & Marshall, D. (2003). Multidimensional analysis of fear and confidence of university women relating to crimes and dangerous situations. *Journal of Interpersonal Violence*, *18*, 33-49.

<https://doi.org/10.1177/0886260502238539>

- 井上 紘一・幸田 武久 (1992). リスク管理概論 国際交通安全学会誌, 18, 10-18.
- 岩崎 学 (2015). 統計的因果推論 朝倉書店
- Jackson, J. (2006). Introducing Fear of Crime to Risk Research. *Risk Analysis*, 26, 253-264.
<https://doi.org/10.1111/j.1539-6924.2006.00715.x>
- Jackson, J. (2009). A psychological perspective on vulnerability in the fear of crime. *Psychology, crime and law*, 15, 365-390. <https://doi.org/10.1080/10683160802275797>
- Jackson, J. (2011). Revisiting risk sensitivity in the fear of crime. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 48, 513-537. <https://doi.org/10.1177/0022427810395146>
- Jackson, J. (2015). Cognitive closure and risk sensitivity in the fear of crime. *Legal and Criminological Psychology*, 20, 222-240. <https://doi.org/10.2139/ssrn.2112602>
- Jackson, J., & Stafford, M. (2009). Public health and fear of crime: A prospective cohort study. *British Journal of Criminology*, 49, 832-847. <https://doi.org/10.1093/bjc/azp033>
- Johnson, S. L., Bottiani, J., Waasdorp, T. E., & Bradshaw, C. P. (2018). Surveillance or Safekeeping? How School Security Officer and Camera Presence Influence Students' Perceptions of Safety, Equity, and Support. *Journal of Adolescent Health*, 63, 732-738.
<https://doi.org/10.1016/j.jadohealth.2018.06.008>
- Kahneman, D. (2011). *Thinking, fast and slow*. New York: Farrar, Straus and Giroux.
- Kappes, C., Greve, W., & Hellmers, S. (2013). Fear of crime in old age: Precautious behaviour and its relation to situational fear. *European Journal of Ageing*, 10, 111-125.
<https://doi.org/10.1007/s10433-012-0255-3>
- 警察庁 (2017). 平成 28 年の犯罪 Retrieved from
<https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h28/h28hanzaitoukei.htm> (2021 年 8 月 3 日)
- 警察庁 (2019). 防犯ボランティア団体の活動状況等について Retrieved from
<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/news/doc/20190311.pdf> (2021 年 8 月 3 日)
- Kitchen, P., & Williams, A. (2010). Quality of life and perceptions of crime in Saskatoon, Canada.

Social Indicators Research, 95, 33-61.

Köber, G., Oberwittler, D., & Wickes, R. (2020). Old age and fear of crime: Cross-national evidence for a decreased impact of neighbourhood disadvantage in older age. *Ageing & Society*, 1-30.

<https://doi.org/10.1017/S0144686X20001683>

黒木 学 (2017). 構造的因果モデルの基礎 共立出版

LaGrange, R. L., & Ferraro, K. (1989). Assessing age and gender differences in perceived risk and fear of crime. *Criminology*, 27, 697-719. <https://doi.org/10.1111/j.1745-9125.1989.tb01051.x>

Lavrakas, P. J., Rosenbaum, D. P., & Kaminski, F. (1983). Transmitting information about crime and crime prevention to citizens: The Evanston newsletter quasi-experiment. *Journal of Police Science & Administration*, 11, 463-473.

Lee, H. D., Reyns, B. W., Kim, D., & Maher, C. (2020). Fear of crime out west: Determinants of fear of property and violent crime in five states. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 1-18. <https://doi.org/10.1177/0306624X20909238>

Lee, N., & Michael, C. (1982). Fear of crime among the elderly: The role of crime prevention programs. *The Gerontologist*, 22, 388-393. <https://doi.org/10.1093/geront/22.4.388>

毎日新聞 (2021). 偏見乗り越え共生の一步 施設コンフリクト解消へ一役 学生ら, 交流取り組み 毎日新聞 7月18日朝刊, 25.

松原 純子 (1989). リスク科学入門 — 環境から人間への危険の数量的評価 東京図書

松井 茂記 (2007). 性犯罪者から子どもを守る—メーガン法の可能性 中央公論新社

Mayer, M., & Leone, P. (1999). A structural analysis of school violence and disruption: Implications for creating safer schools. *Education and Treatment of Children*, 22, 333-356. <https://www.jstor.org/stable/42899578>

Mellgren, C., & Ivert, A. K. (2018). Is women's fear of crime fear of sexual assault? A test of the shadow of sexual assault hypothesis in a sample of Swedish university students. *Violence Against Women*, 25, 511-527. <https://doi.org/10.1177/1077801218793226>

- 三浦 麻子・小林 哲郎 (2015). オンライン調査モニタの Satisfice に関する実験的研究 社会心理学研究, 31, 1-12. https://doi.org/10.14966/jssp.31.1_1
- 向井 智哉・藤野 京子 (2020). 少年犯罪に対する厳罰志向性と犯罪不安および被害リスク知覚の関連 —先行要因としての子どもイメージに着目して— 実験社会心理学研究, 62, 100-112. <https://doi.org/10.2130/jjesp.2001>
- 向井 智哉・松木 祐馬 (2020). 犯罪者および被害者に対する感情的反応と厳罰傾向の関連 —犯罪不安, 怒り, 共感に着目して— 感情心理学研究, 27, 95-103. https://doi.org/10.4092/jsre.27.3_95
- 内閣府 (2020). 令和 2 年交通安全白書 Retrieved from https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r02kou_haku/zenbun/index.html (2021 年 11 月 6 日)
- 中谷内 一也・島田 貴仁 (2010). 日本人のハザードへの不安とその低減 日本リスク研究学会誌, 20, 125-133. <https://doi.org/10.11447/sraj.20.301>
- National Research Council (1989). *Improving risk communication*. Washington, D.C.: National Academies Press. (林 裕造・関沢 純 (監訳) (1997). リスクコミュニケーション — 前進への提言 化学工業日報社)
- 日本経済新聞 (2019). あおり被害, 3 人に 1 人 日本経済新聞 12 月 6 日夕刊, 14.
- Norris, F. H., & Kanisty K. (1992). A longitudinal study of the effects of various crime prevention strategies on criminal victimization, fear of crime, psychological distress. *American Journal of Community Psychology*, 20, 625-648. <https://doi.org/10.1007/BF00941775>
- 小川 たまか (2021). 国会議事堂の女性用トイレでも盗撮, 増え続ける被害に法は追いつくか ダイヤモンド・オンライン Retrieved from <https://diamond.jp/articles/-/271795> (2021 年 11 月 10 日)
- 小俣 謙二 (2012). 犯罪の予測可能性・対処可能性評価が大学生の犯罪リスク知覚と犯罪不安に及ぼす影響, 社会心理学研究, 27, 174-184.
- Oppenheimer, D. M., Meyvis, T., & Davidenko, N. (2009). Instructional manipulation checks:

- Detecting satisficing to increase statistical power. *Journal of Experimental Social Psychology*, 45, 867-872. <https://doi.org/10.1016/j.jesp.2009.03.009>
- 大場 亨・中村 尚志・原 慶太郎 (2005). インターネット上のひったくり発生マップに対する認知的評価と防犯行動との関連 *GIS 理論と応用*, 13, 1-10.
- Reid, L. W., & Konrad, M. (2004). The gender gap in fear: Assessing the interactive effects of gender and perceived risk on fear of crime. *Sociological Spectrum*, 24, 399-425. <https://doi.org/10.1080/02732170490431331>
- Revilla, M., & Ochoa, C. (2015). What are the links in a web survey among response time, quality, and auto-evaluation of the efforts done? *Social Science Computer Review*, 33, 97-114. <https://doi.org/10.1177/0894439314531214>
- Robinson, J. B., Lawton, B. A., Taylor, R. B., & Perkins, D.D. (2003). Multilevel longitudinal impacts of incivilities: fear of crime, expected safety, and block satisfaction. *Journal of Quantitative Criminology*, 19, 237-274. <https://www.jstor.org/stable/23366863>
- Rogers, R. W. (1975). A protection motivation theory of fear appeals and attitude change. *The Journal of Psychology*, 91, 93-114. <https://doi.org/10.1080/00223980.1975.9915803>
- Roh, S., Kwak, D-H., & Kim, E. (2013). Community policing and fear of crime in Seoul: a test of competing models. *Policing: An International Journal of Police Strategies & Management*, 36, 199-222. <https://doi.org/10.1108/13639511311302542>
- Ross, C. E. (1993). Fear of victimization and health. *Journal of Quantitative Criminology*, 9, 159-175.
- 笹竹 英穂 (2008). 女子大生の犯罪情報への関心および防犯意識の形成について—リスク認知および犯罪不安の観点から— *犯罪心理学研究*, 46, 15-29. https://doi.org/10.20754/jjcp.46.1_15
- Schildkraut, J., Elsass, H. J., & Stafford, M. (2015). Could it happen here? Moral panic, school shootings, and fear of crime among college students. *Crime, Law Social Change*, 63, 91-110. <https://doi.org/10.1007/s10611-015-9552-z>

- Schreck, C. J., & Miller, J. M. (2003). Sources of fear of crime at school: What is the relative contribution of disorder, individual characteristics, and school security? *Journal of School Violence, 2*, 57-74. https://doi.org/10.1300/J202v02n04_04
- Scott, M. S. (2002). *The benefits and consequences of police crackdowns*. Department of Justice, Office of Community Oriented Policing Services.
- 生和 秀敏 (1999). 不安 中島 義明・安藤 清志・子安 増生・坂野 雄二・繁栞 算男・立花 政夫・箱田 裕司 (編) 心理学辞典 (pp. 738) 有斐閣
- 芹沢 一也 (2006). ホラーハウス社会 法を犯した「少年」と「異常者」たち 講談社
- 柴田 侑秀 (2021). 被害者支援の情報提供は犯罪不安を減らせるか：被害の大きさの推定と犯罪不安の因果分析 同志社心理, 67, 1-7.
- 柴田 侑秀・森永 康子 (2019). 犯罪不安とリスク認知が防犯行動の実施に与える影響 同志社心理, 65, 8-15.
- 島田 貴仁・荒井 崇史 (2012). 犯罪情報と対処行動の効果性が犯罪対処行動意図に与える影響心理学研究, 82, 523-531. <https://doi.org/10.4992/jjpsy.82.523>
- 島田 貴仁・荒井 崇史 (2017). 脅威アピールでの被害の記述と受け手の脆弱性が犯罪予防行動に与える影響 心理学研究, 88, 230-240. <https://doi.org/10.4992/jjpsy.88.16032>
- 島田 貴仁・雨宮 護・菊池 城治 (2010). 近隣での防犯対策が市民の犯罪の知覚に与える影響青色防犯パトロールと犯罪発生マップを例にして 犯罪社会学研究, 35, 132-148. https://doi.org/10.20621/jjscrim.35.0_132
- 島田 貴仁・鈴木 護・原田 豊 (2004). 犯罪不安と被害リスク認知—その構造と形成要因— 犯罪社会学研究, 29, 51-64. https://doi.org/10.20621/jjscrim.29.0_51
- Small, D. A., & Loewenstein, G. (2003). Helping the victim or helping a victim: Altruism and identifiability. *Journal of Risk and Uncertainty, 26*, 5-16. <https://doi.org/10.1023/A:1022299422219>
- Small, D. A., Loewenstein, G., & Slovic, P. (2007). Sympathy and callousness: The impact of

- deliberative thought on donations to identifiable and statistical victims. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 102, 143-153. <https://doi.org/10.1016/j.obhdp.2006.01.005>
- Stafford, M., Chandola, T., & Marmot, M. (2007). Association Between Fear of Crime and Mental Health and Physical Functioning. *American Journal of Public Health*, 97, 2076-2081. <https://doi.org/10.2105/AJPH.2006.097154>
- 社会安全研究財団 (2002). 犯罪に対する不安感等に関する世論調査 (第 1 回調査報告書), 社会安全研究財団
- 社会安全研究財団 (2019). 犯罪に対する不安感等に関する調査研究 — 第 6 回調査報告書一, 社会安全研究財団
- 上田 光明 (2011). 体感治安を規定する要因の時系列変化に関する分析 — JGSS 累積データ 2000-2010 を用いて — 日本版総合的社会調査共同研究拠点研究論文集, 11, 167-179.
- Vauclair, C.-M., & Bratanova, B. (2017). Income inequality and fear of crime across the European region. *European Journal of Criminology*, 14, 221-241. <https://doi.org/10.1177/1477370816648993>
- Warr, M. (1987). Fear of victimization and sensitivity to risk. *Journal of Quantitative Criminology*, 3, 29-46. <https://www.jstor.org/stable/23365514>
- Warr, M., & Stafford, M. (1983). Fear of victimization: A look at the proximate causes. *Social Forces*, 61, 1033-1043. <https://doi.org/10.2307/2578277>
- Williams, P., & Dickinson, J. (1993). Fear of crime: read all about it? The Relationship between Newspaper Crime Reporting and Fear of Crime. *The British Journal of Criminology*, 33, 33-56. <https://doi.org/10.1093/oxfordjournals.bjc.a048289>
- Winkel, F. W. (1998). Fear of crime and criminal victimization: Testing a theory of psychological incapacitation of the 'stressor' based on downward comparison processes. *British Journal of Criminology*, 38, 473-484. <https://www.jstor.org/stable/23638701>
- Winkel, F. W., & Vrij, A (1990). Fear of crime and mass media crime reports testing similarity

hypotheses. *International Review of Victimology*, 1, 251-265.

<https://doi.org/10.1177/026975809000100303>

Xiong, L., Nyland, C., Fisher, B. S., & Smyrnios, K. X. (2017). International students' fear of crime:

An Australian case study. *Australian & New Zealand Journal of Criminology*, 50, 77-99.

<https://doi.org/10.1177/0004865815608676>

山本 功・島田 貴仁 (2016). 地域防犯事業が体感治安と犯罪不安に及ぼす効果の研究 千葉県

県コンビニ防犯ボックスモデル事業を事例として 犯罪社会学研究, 41, 80-97.

https://doi.org/10.20621/jjscrim.41.0_80

吉田 寿夫・村井 潤一郎 (2021). 心理学的研究における重回帰分析の適用に関わる諸問題

心理学研究, 92, 178-187. <https://doi.org/10.4992/jjpsy.92.19226>

本稿で扱った研究と業績の対応

研究 1 および研究 2

柴田 侑秀・中谷内 一也 (2019). 主観的確率が犯罪不安に与える影響: 階層的クラスター分析による罪種分類に基づいて 社会心理学研究, 34, 151-161.
<https://doi.org/10.14966/jssp.1805>

研究 2

Shibata, Y. & Nakayachi, K. (2020). Influence of Perceived Likelihood of Victimization on Fear of Crime. *The Society for Personality and Social Psychology Annual Convention 2020*.

研究 3

柴田 侑秀・中谷内 一也 (2020). 被害程度の情報提供は犯罪不安を緩和するか —被害の影響の推定と犯罪不安の因果分析— リスク学研究, 30, 29-36.
https://doi.org/10.11447/jjra.30.1_29

研究 4-1 および研究 4-2

未発表